別 添

「審査事務規程」（平成 28 年 4 月 1 日規程第 2 号）第 10 次改正新旧対照表

平成 29 年 4 月 28 日改正

新	旧
独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程	独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程
目次（略）	目次（略）
第 1 章～第 3 章（略）	**第 1 章～第 3 章**（略）
第 4 章　自動車の検査等に係る審査の実施方法	**第 4 章　自動車の検査等に係る審査の実施方法**
4-1　敷地等における秩序維持等	**4-1　敷地等における秩序維持等**
（1）～（2）（略）	（1）～（2）（略）
（3）検査担当者等は、（1）①から③までに掲げる事項を受検者等が遵守しないことを確認した場合には、警報装置を作動させ、検査担当者等の全員が全ての業務を一時的に停止し、当該事案の発生場所に駆けつけるとともに、公務執行妨害行為等として警察への通報等の厳正な措置をとるものとする。	（3）検査担当者等は、（1）①から③までに掲げる事項を受検者等が遵守しないことを確認した場合には、警報装置を作動させ、検査担当者等の全員が全ての業務を中断し、当該事案の発生場所に駆けつけるとともに、公務執行妨害行為等として警察への通報等の厳正な措置をとるものとする。
（4）検査担当者は、（1）④から⑳までに掲げる事項及び（2）に掲げる事項を受検者等が遵守しない場合には、受検者等に対しこれらを遵守するよう口頭で指示すること。	（4）検査担当者は、（1）④から⑳までに掲げる事項を受検者等が遵守しない場合には、受検者等に対して、これらを遵守するよう口頭にて指示すること。
（削除）	（5）検査担当者は、（2）に掲げる事項を受検者が遵守しない場合には、受検者に対し審査を行うことができないため審査を中断する旨を口頭で通告すること。
（5）（4）に基づき指示したにもかかわらず、（1）④から⑳までに掲げる事項及び（2）に掲げる事項を受検者等が遵守しない場合には、警報装置を作動させ、検査担当者等の全員が全ての業務を一時的に停止し、当該事案の発生場所に駆けつけること。	（6）（4）に基づき指示したにもかかわらず（1）④から⑳までに掲げる事項を遵守しない場合又は（5）に基づき審査を中断する旨を通告したにもかかわらず受検者が（2）に掲げる事項を遵守しない場合には、警報装置を作動させ、検査担当者等の全員が全ての業務を中断し、当該事案の発生場所に駆けつけること。
（6）（5）に基づき警報装置を作動させ、検査担当者等が集合してもなお、受検者等が遵守しない場合には、検査担当者及び警備員は受検者等に対し退去及び自動車の撤去を命じること。 　また、退去や撤去の命令に従わない場合には、公務執行妨害行為や不退去罪等として警察への通報等の厳正な措置をとるものとする。	（7）（6）に基づき警報装置を作動させ、検査担当者等が集合してもなお、受検者等が遵守しない場合には、検査担当者及び警備員は受検者等に対し退去及び自動車の撤去を命じること。 　また、退去や撤去の命令に従わない場合には、公務執行妨害行為や不退去罪等として警察への通報等の厳正な措置をとるものとする。
4-2～4-6（略）	**4-2～4-6**（略）
4-7　審査の実施方法等	**4-7　審査の実施方法等**
4-7-1　審査の実施方法	**4-7-1　審査の実施方法**
（1）自動車の審査は、別表 3「審査の実施の方法」及び第 6 章から第 10 章までに規定する項目について実施する。 　この場合において、書面等により審査を行う項目については、受検者に対し必要な書面の提出又は提示を求め審査するものとする。 　なお、器具の故障等が生じた場合であって、当該自動車検査場において他に同種の器具を保有するときは、当該器具を用いて審査するものとする。	（1）自動車の審査は、別表 3「審査の実施の方法」に定めるところにより、第 7 章から第 10 章までに規定する項目について実施する。 　この場合において、書面等により審査を行う項目については、受検者に対し必要な書面の提出又は提示を求め審査するものとする。 　なお、器具の故障等が生じた場合であって、当該自動車検査場において他に同種の器具を保有するときは、当該器具を用いて審査するものとする。
（2）～（3）（略）	（2）～（3）（略）
4-7-2　総合判定	**4-7-2　総合判定**
（1）～（2）（略）	（1）～（2）（略）
（3）審査中断	（3）審査中断

新	旧
① 審査途中において、4-1 (3) 又は 4-1 (6) の措置を講じた場合並びに 4-7-1 (3)、4-8-2 (6)、4-9 (2)、4-12-6 (3)、4-12-11①、4-13-1 (3)、4-13-2 (6)、4-14 (5)、4-15 (5) 又は 4-20 (1) の規定に基づき受検者に対し審査できないため審査を中断する旨を通告した場合には、「審査中断」と判定するものとする。 ② (略) **4-7-3** (略) **4-8～4-12** (略) **4-13 新規検査等の提出書面審査及び事前提出書面審査** **4-13-1 提出書面審査** (1) (略) (2) 指定自動車等の新規検査等の申請を行おうとする者に対しては、別添 2「新規検査等提出書面審査要領」に定める新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料を提出することを求めるものとする。 ただし、自動車を特定する書面については、「提出」を「提示」に代えることができる。 (3) (略) **4-13-2** (略) **4-14～4-17** (略) **4-18 破壊試験** **4-18-1 破壊試験** この規程に規定する衝突等による衝撃と密接な関係を有する技術基準等については、当該技術基準等が適用される装置と同一の構造を有する装置の破壊試験により適合するかどうかの判定を行わなければならないものとする。 ただし、7-13-1-3 (3)、7-22-1-2 (3)、7-24-1-2 (2)、7-25-1-2 (2) ①から⑤まで、7-27-1 (1)、7-28-1 (1)、7-29-1 (1)、7-30-1 (1) 及び 7-31-1 (2) ②に規定する技術基準等若しくは「従前規定の適用」においてこれらに代えて適用する技術基準等を、同一の構造を有する装置が他に存在しない又は著しく少ないため破壊試験を行うことが著しく困難である次の装置に適用する場合にあっては、この限りでない。 (1) ～ (2) (略) **4-18-2** (略) **4-19～4-24** (略) **第 5 章** (略) **第 6 章 新規検査及び予備検査 (指定自動車等)** **6-1** (略) **6-2 審査項目等** 指定自動車等は、第 7 章の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したと	① 審査途中において、4-1 (4)、4-7-1 (3)、4-8-2 (6)、4-9 (2)、4-12-6 (3)、4-12-11①、4-13-1 (3)、4-13-2 (6)、4-14 (5)、4-15 (5) 及び 4-20 (1) の規定に基づき受検者に対し審査できないため審査を中断する旨を通告した場合には、「審査中断」と判定するものとする。 ② (略) **4-7-3** (略) **4-8～4-12** (略) **4-13 新規検査等の提出書面審査及び事前提出書面審査** **4-13-1 提出書面審査** (1) (略) (2) 指定自動車等の新規検査等の申請を行おうとする者に対しては、別添 2「新規検査等提出書面審査要領」に定める新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料を提出することを求めるものとする。 (3) (略) **4-13-2** (略) **4-14～4-17** (略) **4-18 破壊試験** **4-18-1 破壊試験** この規程に規定する衝突等による衝撃と密接な関係を有する技術基準等については、当該技術基準等が適用される装置と同一の構造を有する装置の破壊試験により適合するかどうかの判定を行わなければならないものとする。 ただし、7-13-1-3 (3)、7-22-1-2 (3)、7-24-1-2 (2)、7-25-1-2 (2) ①から⑤) 並びに 7-27-1 (1)、7-28-1 (1)、7-29-1 (1)、7-30-1 (1) 及び 7-31-1 (2) ②に規定する技術基準等若しくは「従前規定の適用」においてこれらに代えて適用する技術基準等を、同一の構造を有する装置が他に存在しない又は著しく少ないため破壊試験を行うことが著しく困難である次の装置に適用する場合にあっては、この限りでない。 (1) ～ (2) (略) **4-18-2** (略) **4-19～4-24** (略) **第 5 章** (略) **第 6 章 新規検査及び予備検査 (指定自動車等)** **6-1** (略) **6-2 審査項目等** 指定自動車等は、第 7 章の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したと

新	旧
きに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) ～ (17) (略) [細目告示第40条（自動車の騒音防止装置)] (18) 欠番 (19) ～ (21) (略) [細目告示第41条（自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置)] (22) 一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量を著しく増加させる原動機制御等を行わないものとして、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める基準。 ① 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車のうち、車両総重量が 3.5t を超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 9 人以下のものを除く。）については、細目告示別添 116「オフサイクル時のディーゼル重量車排出ガスの制御に関する技術基準」に定める基準。 ただし、次に掲げる自動車にあっては、この限りでない。 ア～オ（略） ②（略） (23) ～ (62) (略)	きに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) ～ (17) (略) (新設) (18) ～ (20) (略) [細目告示第41条（自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置)] (21) 一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量を著しく増加させる原動機制御等を行わないものとして、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める基準。 ① 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車のうち、車両総重量が 3.5t を超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下のものを除く。）については、細目告示別添 116「オフサイクル時のディーゼル重量車排出ガスの制御に関する技術基準」に定める基準。 ただし、次に掲げる自動車にあっては、この限りでない。 ア～オ（略） ②（略） (22) ～ (61) (略)
第7章 新規検査及び予備検査（指定自動車等以外の自動車） **7-1～7-5** (略)	**第7章 新規検査及び予備検査（指定自動車等以外の自動車）** **7-1～7-5** (略)
7-6 安定性 **7-6-1 テスタ等による審査** (1) ～ (2) (略) (3) (1) ④の規定は、最大安定傾斜角度を、次のいずれかにより計測し、又は算出若しくは算定した値で審査するものとする。 ただし、理事長が指定する自動車にあっては、次のいずれかのうち理事長が定める審査方法に限るものとする。 ①～②（略） ③ 最大安定傾斜角度実測書により算定する場合 ア 傾斜角度測定機を有し、かつ、能力を有する者として理事長が定める者が①の測定条件及び測定方法（①イ (ｱ) ただし書を除く。）により計測したときの値を記載した書面（最大安定傾斜角度実測書）により算定した値を最大安定傾斜角度とする。 この場合において、イ (ｱ) の車両重量と当該検査申請に係る自動車を重量計を用いて測定したときの車両重量が±50kg（普通自動車及び大型特殊自動車にあっては±100kg）の範囲を超えて相違するときは、当該最大安定傾斜角度実測書により算定した値を無効とする。 イ（略） ウ 自動車製作者又は別表2「外国の試験機関」に定める外国の試験機関が日	**7-6 安定性** **7-6-1 テスタ等による審査** (1) ～ (2) (略) (3) (1) ④の規定は、最大安定傾斜角度を、次のいずれかにより計測し、又は算出若しくは算定した値で審査するものとする。 ただし、理事長が指定する自動車にあっては、①により計測した値とするものとする。 ①～②（略） ③ 最大安定傾斜角度実測書により算定する場合 ア 傾斜角度測定機を有し、かつ、能力を有する者が①の測定条件及び測定方法（①イ (ｱ) ただし書を除く。）により計測したときの値を記載した書面（最大安定傾斜角度実測書）により算定した値を最大安定傾斜角度とする。 この場合において、イ (ｱ) の車両重量と当該検査申請に係る自動車を重量計を用いて測定したときの車両重量が±50kg（普通自動車及び大型特殊自動車にあっては±100kg）の範囲を超えて相違するときは、当該最大安定傾斜角度実測書により算定した値を無効とする。 イ（略） (新設)

新	旧
本国外において①の測定条件及び測定方法（①イ（ｱ）ただし書を除く。）により計測したときの値を記載した書面（最大安定傾斜角度実測書）により算定した値を最大安定傾斜角度とする。 この場合において、エ（ｲ）の車両重量と当該検査申請に係る自動車を重量計を用いて測定したときの車両重量が±50kg（普通自動車及び大型特殊自動車にあっては±100kg）の範囲を超えて相違するときは、当該最大安定傾斜角度実測書により算定した値を無効とする。 エ　ウの場合において、最大安定傾斜角度実測書は、次に掲げる事項が記載された原本又は当該書面の写しであって照合済である旨の表示を事務所等で行ったものであり、かつ、和訳が添付されたものであること。 （ｱ）①の測定条件及び測定方法で計測した旨 （ｲ）計測を行った自動車の車名、型式、車台番号又はシリアル番号、車両重量及び最大安定傾斜角度計測値 （ｳ）最大安定傾斜角度の測定を行った者の氏名又は名称、測定場所及び測定日 （ｴ）最大安定傾斜角度実測書を発行した日付、発行者の氏名、所属、職名、電話番号、FAX番号（Eメールでも可）及び発行者のサイン	（新設）
(4)（略）	(4)（略）
(5) 次に掲げる自動車（理事長が指定する自動車を除く。）にあっては、(1) ④の規定に関し、(3) の規定にかかわらず、視認その他適切な方法により審査することができる。 ただし、②に掲げる自動車にあっては、同一の受検者により同一の事務所等に申請された場合に限る。 ① 次のいずれかに該当する自動車（共通構造部型式指定自動車にあっては、別添2の5.1.（3）③に該当するものに限る。） ア～ウ（略） ②（略）	(5) 次に掲げる自動車（理事長が指定する自動車を除く。）にあっては、(1) ④の規定に関し、(3) の規定にかかわらず、視認その他適切な方法により審査することができる。 ただし、②に掲げる自動車にあっては、同一の受検者により同一の事務所等に申請された場合に限る。 ① 次のいずれかに該当する自動車 ア～ウ（略） ②（略）
7-7～7-54（略）	**7-7～7-54**（略）
7-55　排気管からの排出ガス発散防止性能	**7-55　排気管からの排出ガス発散防止性能**
7-55-1　性能要件	**7-55-1　性能要件**
7-55-1-1（略）	**7-55-1-1**（略）
7-55-1-2　書面等による審査	**7-55-1-2　書面等による審査**
(1) 自動車は、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙の発散防止性能に関し、書面により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ただし、①及び②の基準のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用せず、①、③及び⑤の基準は、専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の普通自動車及び小型自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を含む。）には適用せず、①から⑥まで及び⑩の基準は、二輪自動車及び側車付二輪自動車に適用せず、⑤	(1) 自動車は、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙の発散防止性能に関し、書面により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ただし、①及び②の基準のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用せず、①、③及び⑤の基準は、専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を含む。）には適用せず、①から⑥まで及び⑩の基準は、二輪自動車及び側車付二輪自動車に適用せず、

新

及び⑥の基準は、圧縮水素ガス及び液化水素ガスを燃料とする燃料電池自動車には適用しない。(保安基準第 31 条第 2 項関係、細目告示第 41 条第 1 項関係、細目告示第 119 条第 1 項関係)

[ガソリン・液化石油ガス、3.5t 超]

①(略)

[ガソリン・液化石油ガス、3.5t 以下]

② ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち①の規定の適用を受けるもの以外のものは、新規検査又は予備検査の際、次に掲げるいずれかの基準に適合すること。(細目告示第 41 条第 1 項第 4 号関係、細目告示第 119 条第 1 項第 2 号関係)

ア 細目告示別添 42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定する JC08H モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離 1km 当たりの排出量を g で表した値(非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値)に 0.75 を乗じた値に、同別添に規定する JC08C モード法により運行する場合に発生し、当該排気管から排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離 1km 当たりの排出量を g で表した値(非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値)に 0.25 を乗じた値をそれぞれ加算した値が、次表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。

自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
(ア)専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車	1.92	0.08	0.08	0.007
(イ)車両総重量が 1.7t 以下の普通自動車又は小型自動車であって、(ア)に掲げるもの以外のもの	1.92	0.08	0.08	0.007
(ウ)車両総重量が 3.5t 以下の普通自動車又は小型自動車であって、(ア)及び(イ)に掲げるもの以外のもの	4.08	0.08	0.10	0.009
(エ)軽自動車であって、(ア)	6.67	0.08	0.08	0.007

旧

⑤及び⑥の基準は、圧縮水素ガス及び液化水素ガスを燃料とする燃料電池自動車には適用しない。(保安基準第 31 条第 2 項関係、細目告示第 41 条第 1 項関係、細目告示第 119 条第 1 項関係)

[ガソリン・液化石油ガス、3.5t 超]

①(略)

[ガソリン・液化石油ガス、3.5t 以下]

② ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち①の規定の適用を受けるもの以外のものは、新規検査又は予備検査の際、細目告示別添 42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定する JC08H モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離 1km 当たりの排出量を g で表した値(非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値)に 0.75 を乗じた値に、同別添に規定する JC08C モード法により運行する場合に発生し、当該排気管から排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離 1km 当たりの排出量を g で表した値(非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値)に 0.25 を乗じた値をそれぞれ加算した値が、次表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。(細目告示第 41 条第 1 項第 4 号関係、細目告示第 119 条第 1 項第 2 号関係)

自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
ア 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車	1.92	0.08	0.08	0.007
イ 車両総重量が 1.7t 以下の普通自動車又は小型自動車であって、アに掲げるもの以外のもの	1.92	0.08	0.08	0.007
ウ 車両総重量が 3.5t 以下の普通自動車又は小型自動車であって、ア及びイに掲げるもの以外のもの	4.08	0.08	0.10	0.009
エ 軽自動車であって、ア	6.67	0.08	0.08	0.007

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>
<table>
<tr><td>に掲げるもの以外のもの</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
イ　別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定するWLTCモード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離1km当たりの排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）が、次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。
<table>
<tr><th>自動車の種別</th><th>一酸化炭素</th><th>非メタン炭化水素</th><th>窒素酸化物</th><th>粒子状物質</th></tr>
<tr><td>(ｱ) 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車</td><td>2.03</td><td>0.16</td><td>0.08</td><td>0.007</td></tr>
<tr><td>(ｲ) 車両総重量が1.7t以下の普通自動車又は小型自動車であって、(ｱ)に掲げるもの以外のもの</td><td>2.03</td><td>0.16</td><td>0.08</td><td>0.007</td></tr>
<tr><td>(ｳ) 車両総重量が3.5t以下の普通自動車又は小型自動車であって、(ｱ)及び(ｲ)に掲げるもの以外のもの</td><td>4.48</td><td>0.23</td><td>0.11</td><td>0.009</td></tr>
<tr><td>(ｴ) 軽自動車であって、(ｱ)に掲げるもの以外のもの</td><td>7.06</td><td>0.16</td><td>0.08</td><td>0.007</td></tr>
</table>
③（略）
[軽油、3.5t以下]
④　軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車のうち③の規定の適用を受けるもの以外のものは、新規検査又は予備検査の際、次に掲げるいずれかの基準に適合すること。（細目告示第41条第1項第8号関係、細目告示第119条第1項第4号関係）
ア　細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定するJC08Hモード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離1km当たりの排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）に0.75を乗じた値に、同別添に規定するJC08Cモード法により運行する場合に発生し、当該排気管から排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化
</td><td>
<table>
<tr><td>に掲げるもの以外のもの</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
（新設）
③（略）
[軽油、3.5t以下]
④　軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車のうち③の規定の適用を受けるもの以外のものは、新規検査又は予備検査の際、細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定するJC08Hモード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離1km当たりの排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）に0.75を乗じた値に、同別添に規定するJC08Cモード法により運行する場合に発生し、当該排気管から排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離1km当たりの排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）に0.25を乗じた値をそれぞれ加算した値が、次表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及
</td></tr>
</table>

新

物及び粒子状物質の走行距離 1km 当たりの排出量をｇで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をｇに換算した値）に 0.25 を乗じた値をそれぞれ加算した値が、次表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。

自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
(ｱ) 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車又は小型自動車	0.84	0.032	0.11	0.007
(ｲ) 車両総重量が 1.7t 以下の普通自動車又は小型自動車であって、(ｱ) に掲げるもの以外のもの	0.84	0.032	0.11	0.007
(ｳ) 車両総重量が 3.5t 以下の普通自動車又は小型自動車であって、(ｱ) 及び (ｲ) に掲げるもの以外のもの	0.84	0.032	0.20	0.009

イ　別添 42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定する WLTC モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離 1km 当たりの排出量をｇで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をｇに換算した値）が、次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。

自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
(ｱ) 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車又は小型自動車	0.88	0.037	0.23	0.009
(ｲ) 車両総重量が 1.7t 以下の普通自動車又は小型自動車であって、(ｱ) に掲げるもの以外のもの	0.88	0.037	0.23	0.009
(ｳ) 車両総重量が 3.5t 以下の普通自動車又は小型	0.88	0.037	0.36	0.013

旧

び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。（細目告示第 41 条第 1 項第 8 号関係、細目告示第 119 条第 1 項第 4 号関係）

自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
ア　専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車又は小型自動車	0.84	0.032	0.11	0.007
イ　車両総重量が 1.7t 以下の普通自動車又は小型自動車であって、ア に掲げるもの以外のもの	0.84	0.032	0.11	0.007
ウ　車両総重量が 3.5t 以下の普通自動車又は小型自動車であって、ア 及び イ に掲げるもの以外のもの	0.84	0.032	0.20	0.009

（新設）

新

自動車であって、(ｱ) 及び (ｲ) に掲げるもの以外のもの				

⑤（略）

[ガソリン・液化石油ガス・軽油以外、3.5t 以下]

⑥　ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち⑤の規定の適用を受けるもの以外のものは、新規検査又は予備検査の際、次に掲げるいずれかの基準に適合すること。（細目告示第 41 条第 1 項第 12 号関係、細目告示第 119 条第 1 項第 6 号関係）

ア　細目告示別添 42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定する JC08H モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離 1km 当たりの排出量を g で表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値）に 0.75 を乗じた値に、同別添に規定する JC08C モード法により運行する場合に発生し、当該排気管から排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離 1km 当たりの排出量を g で表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値）に 0.25 を乗じた値をそれぞれ加算した値が、次表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。

自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
(ｱ) 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車	1.92	0.08	0.11	0.007
(ｲ) 車両総重量が 1.7t 以下の普通自動車又は小型自動車であって、(ｱ) に掲げるもの以外のもの	1.92	0.08	0.11	0.007
(ｳ) 車両総重量が 3.5t 以下の普通自動車又は小型自動車であって、(ｱ) 及び (ｲ) に掲げるもの以外のもの	4.08	0.08	0.20	0.009
(ｴ) 軽自動車であって、(ｱ) に掲げるもの以外のもの	6.67	0.08	0.11	0.007

旧

⑤（略）

[ガソリン・液化石油ガス・軽油以外、3.5t 以下]

⑥　ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち⑤の規定の適用を受けるもの以外のものは、新規検査又は予備検査の際、細目告示別添 42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定する JC08H モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離 1km 当たりの排出量を g で表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値）に 0.75 を乗じた値に、同別添に規定する JC08C モード法により運行する場合に発生し、当該排気管から排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離 1km 当たりの排出量を g で表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値）に 0.25 を乗じた値をそれぞれ加算した値が、次表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。（細目告示第 41 条第 1 項第 12 号関係、細目告示第 119 条第 1 項第 6 号関係）

自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
ア　専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車	1.92	0.08	0.11	0.007
イ　車両総重量が 1.7t 以下の普通自動車又は小型自動車であって、アに掲げるもの以外のもの	1.92	0.08	0.11	0.007
ウ　車両総重量が 3.5t 以下の普通自動車又は小型自動車であって、ア及びイに掲げるもの以外のもの	4.08	0.08	0.20	0.009
エ　軽自動車であって、アに掲げるもの以外のもの	6.67	0.08	0.11	0.007

新

イ　別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定するWLTCモード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離1km当たりの排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）が、次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。

自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
(ｱ) 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車	2.03	0.16	0.23	0.009
(ｲ) 車両総重量が1.7t以下の普通自動車又は小型自動車であって、(ｱ)に掲げるもの以外のもの	2.03	0.16	0.23	0.009
(ｳ) 車両総重量が3.5t以下の普通自動車又は小型自動車であって、(ｱ)及び(ｲ)に掲げるもの以外のもの	4.48	0.23	0.36	0.013
(ｴ) 軽自動車であって、(ｱ)に掲げるもの以外のもの	7.06	0.16	0.23	0.009

⑦～⑨（略）

(2) 排出ガス試験結果成績表に記載されている等価慣性重量は、受検車両の車両重量が該当する次表の車両重量の範囲に係る等価慣性重量と同一でなければならない。

ただし、機械式慣性のシャシダイナモメータを使用してJE05測定モードを実施した自動車にあっては、「次表の車両重量」を「次表の試験自動車重量（空車状態の自動車に次に掲げる状態の重量を加えたものとする。）」と読み替えて適用するものとし、機械式慣性以外のシャシダイナモメータを使用してJE05測定モードを実施した自動車にあっては、試験自動車重量により近く、かつ、試験自動車重量より重いものでなければならない。

①～③（略）

排出ガス試験結果成績表の等価慣性重量

（二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車について JC08H＋JC08C 及び JE05測定モード以外の測定モードを用いた場合）

ランク	車両重量（kg）	等価慣性重量（kg）

旧

（新設）

⑦～⑨（略）

(2) 排出ガス試験結果成績表に記載されている等価慣性重量は、受検車両の車両重量が該当する次表の車両重量の範囲に係る等価慣性重量と同一でなければならない。

ただし、機械式慣性のシャシダイナモメータを使用してJE05測定モードを実施した自動車にあっては、「次表の車両重量」を「次表の試験自動車重量（空車状態の自動車に次に掲げる状態の重量を加えたものとする。）」と読み替えて適用するものとし、機械式慣性以外のシャシダイナモメータを使用してJE05測定モードを実施した自動車にあっては、試験自動車重量により近く、かつ、試験自動車重量より重いものでなければならない。

①～③（略）

排出ガス試験結果成績表の等価慣性重量

（二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車について JC08H＋JC08C 及び JE05測定モード以外の測定モードを用いた場合）

ランク	車両重量（kg）	等価慣性重量（kg）

新	旧
	（略）

（二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車について JC08H＋JC08C 及び WLTC 測定モードを用いた場合）

ランク	車両重量（kg）	等価慣性重量（kg）
（略）	（略）	（略）

（二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車について JE05 測定モード（機械式慣性のシャシダイナモメータに限る。）を用いた場合）

ランク	試験自動車重量（kg）	等価慣性重量（kg）
（略）	（略）	（略）

（二輪自動車及び側車付二輪自動車（WMTC モード以外））

ランク	二輪自動車の車両重量（kg）	側車付二輪自動車の車両重量（kg）	等価慣性重量（kg）
（略）	（略）	（略）	（略）

（二輪自動車及び側車付二輪自動車（WMTC モード））

ランク	車両重量（kg）	等価慣性重量（kg）
（略）	（略）	（略）

（3）～（4）（略）

7-55-2～7-55-4（略）

旧
（略）

（二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車について JC08H＋JC08C 測定モードを用いた場合）

ランク	車両重量（kg）	等価慣性重量（kg）
（略）	（略）	（略）

（二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車について JE05 測定モード（機械式慣性のシャシダイナモメータに限る。）を用いた場合）

ランク	試験自動車重量（kg）	等価慣性重量（kg）
（略）	（略）	（略）

（二輪自動車及び側車付二輪自動車（WMTC モード以外））

ランク	二輪自動車の車両重量（kg）	側車付二輪自動車の車両重量（kg）	等価慣性重量（kg）
（略）	（略）	（略）	（略）

（二輪自動車及び側車付二輪自動車（WMTC モード））

ランク	車両重量（kg）	等価慣性重量（kg）
（略）	（略）	（略）

（3）～（4）（略）

7-55-2～7-55-4（略）

新

7-55-5　従前規定の適用①

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（2サイクルの原動機を有する軽自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であって、平成25年2月28日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成23年4月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表①の区分の欄に掲げる規制年等の区分に応じ、7-55-1-1①の規定の適用にあっては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、7-55-1-2（1）②の規定の適用にあっては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

ただし、7-55-1-2（1）②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

適用表①　ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする乗車定員が10人以下である乗用自動車（2サイクルの原動機を有する軽自動車を除く。）

区分					7-55-1-2（1）②ア関係							7-55-1-1①ウ、オ関係			
規制年	識別記号	適用時期			測定ﾓｰﾄﾞ（単位）	ﾓｰﾄﾞ規制値					適用関係告示根拠	ｱｲﾄﾞﾘﾝｸﾞ規制値			適用関係告示根拠
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車（輸入自動車を除く。）	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考		CO　%	HC ppm	備考	
21	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
					WLTC ﾓｰﾄﾞ（g/km）	2.03	0.16	同上	同上	同上	—	同上	同上	同上	—

注1～6（略）

7-55-6　従前規定の適用②

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする2サイクルの原動機を有し専ら乗用の用に供する軽自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であって、平成25年2月28日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成23年4月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表②の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、7-55-1-1①の規定の適用にあっては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、7-55-1-2（1）②の規定の適用にあっては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

ただし、7-55-1-2（1）②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

適用表②　ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする2サイクル原動機を有する軽乗用自動車

区分					7-55-1-2（1）②ア関係							7-55-1-1①ア関係			
規制年	識別記号	適用時期			測定ﾓｰﾄﾞ（単位）	ﾓｰﾄﾞ規制値					適用関係告示根拠	ｱｲﾄﾞﾘﾝｸﾞ規制値			適用関係告示根拠
		新型生産車	継続生産車	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考		CO　%	HC ppm	備考	
21	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
					WLTC ﾓｰﾄﾞ（g/km）	2.03	0.16	同上	同上	同上	—	同上	同上		—

注1～2（略）

7-55-7　従前規定の適用③

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が1.7t以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、平成25年2月28日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成23年4月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表③の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、7-55-1-1①の規定の適用にあっては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、7-55-1-2（1）②の規定の適用にあっては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

ただし、7-55-1-2（1）②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

適用表③　ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が1.7t以下である自動車（乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。）

区分					7-55-1-2（1）②イ関係							7-55-1-1①オ関係			
規制年	識別記号	適用時期			測定ﾓｰﾄﾞ（単位）	ﾓｰﾄﾞ規制値					適用関係告示根拠	ｱｲﾄﾞﾘﾝｸﾞ規制値			適用関係告示根拠
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車（輸入自動車を除く。）	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考		CO　%	HC ppm	備考	
21	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
					WLTC ﾓｰﾄﾞ	2.03	0.16	同上	同上	同上	—	同上	同上		—

旧

7-55-5　従前規定の適用①

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（2サイクルの原動機を有する軽自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であって、平成25年2月28日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成23年4月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表①の区分の欄に掲げる規制年等の区分に応じ、7-55-1-1①の規定の適用にあっては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、7-55-1-2（1）②の規定の適用にあっては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

ただし、7-55-1-2（1）②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

適用表①　ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする乗車定員が10人以下である乗用自動車（2サイクルの原動機を有する軽自動車を除く。）

区分					7-55-1-2（1）②ア関係							7-55-1-1①ウ、オ関係			
規制年	識別記号	適用時期			測定ﾓｰﾄﾞ（単位）	ﾓｰﾄﾞ規制値					適用関係告示根拠	ｱｲﾄﾞﾘﾝｸﾞ規制値			適用関係告示根拠
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車（輸入自動車を除く。）	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考		CO　%	HC ppm	備考	
21	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
					（新設）										

注1～6（略）

7-55-6　従前規定の適用②

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする2サイクルの原動機を有し専ら乗用の用に供する軽自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であって、平成25年2月28日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成23年4月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表②の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、7-55-1-1①の規定の適用にあっては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、7-55-1-2（1）②の規定の適用にあっては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

ただし、7-55-1-2（1）②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

適用表②　ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする2サイクル原動機を有する軽乗用自動車

区分					7-55-1-2（1）②ア関係							7-55-1-1①ア関係			
規制年	識別記号	適用時期			測定ﾓｰﾄﾞ（単位）	ﾓｰﾄﾞ規制値					適用関係告示根拠	ｱｲﾄﾞﾘﾝｸﾞ規制値			適用関係告示根拠
		新型生産車	継続生産車	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考		CO　%	HC ppm	備考	
21	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
					（新設）										

注1～2（略）

7-55-7　従前規定の適用③

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が1.7t以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、平成25年2月28日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成23年4月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表③の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、7-55-1-1①の規定の適用にあっては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、7-55-1-2（1）②の規定の適用にあっては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

ただし、7-55-1-2（1）②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

適用表③　ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が1.7t以下である自動車（乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。）

区分					7-55-1-2（1）②イ関係							7-55-1-1①オ関係			
規制年	識別記号	適用時期			測定ﾓｰﾄﾞ（単位）	ﾓｰﾄﾞ規制値					適用関係告示根拠	ｱｲﾄﾞﾘﾝｸﾞ規制値			適用関係告示根拠
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車（輸入自動車を除く。）	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考		CO　%	HC ppm	備考	
21	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

新

					(g/km)										

注1～5（略）

7-55-8　従前規定の適用④

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が1.7tを超え2.5t以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、平成25年2月28日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成23年4月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表④の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、7-55-1-1①の規定の適用にあっては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、7-55-1-2（1）②の規定の適用にあっては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

ただし、7-55-1-2（1）②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

適用表④　ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が1.7tを超えて2.5t以下である自動車（乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。）

区分					7-55-1-2（1）②ウ関係							7-55-1-1①オ関係			
規制年	識別記号	適用時期			測定ﾓｰﾄﾞ（単位）	ﾓｰﾄﾞ規制値					適用関係告示根拠	ｱｲﾄﾞﾘﾝｸﾞ規制値			適用関係告示根拠
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車（輸入自動車を除く。）	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考		CO　%	HC ppm	備考	
21	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
					WLTC ﾓｰﾄﾞ（g/km）	4.48	0.23	0.11	同上	同上	―	同上	同上		―

注1～5（略）

7-55-9　従前規定の適用⑤

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が2.5tを超え3.5t以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、平成25年2月28日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成23年4月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表⑤の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、7-55-1-1①の規定の適用にあっては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、7-55-1-2（1）②の規定の適用にあっては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

ただし、7-55-1-2（1）②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

適用表⑤　ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が2.5tを超えて3.5t以下である普通自動車又は小型自動車（乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。）

区分						7-55-1-2（1）②ウ関係							7-55-1-1①オ関係			
規制年	識別記号	適用時期				測定ﾓｰﾄﾞ（単位）	ﾓｰﾄﾞ規制値					適用関係告示根拠	ｱｲﾄﾞﾘﾝｸﾞ規制値			適用関係告示根拠
		新型生産車	継続生産車	輸入自動車（排出ガス非認証車を除く。）	排出ガス非認証車		CO	HC	NOx	PM	備考		CO　%	HC ppm	備考	
21	（略）	（略）	（略）	（略）		（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
						WLTC ﾓｰﾄﾞ（g/km）	4.48	0.23	0.11	同上	同上	―	同上	同上		―
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

注1～4（略）

7-55-10（略）

7-55-11　従前規定の適用⑦

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車（専ら乗用の用に供するもの、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であって、平成25年2月28日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成23年4月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表⑦の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、7-55-1-1①の規定の適用にあっては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、7-55-1-2（1）②の規定の適用にあっては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

ただし、7-55-1-2（1）②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

適用表⑦　ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車（乗用自動車を除く。）

区分			7-55-1-2（1）②エ関係			7-55-1-1①ウ関係	
規制年	識別記	適用時期	測定ﾓｰﾄﾞ（単	ﾓｰﾄﾞ規制値	適用関	ｱｲﾄﾞﾘﾝｸﾞ規制値	適用関

旧

					（新設）										

注1～5（略）

7-55-8　従前規定の適用④

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が1.7tを超え2.5t以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、平成25年2月28日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成23年4月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表④の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、7-55-1-1①の規定の適用にあっては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、7-55-1-2（1）②の規定の適用にあっては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

ただし、7-55-1-2（1）②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

適用表④　ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が1.7tを超えて2.5t以下である自動車（乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。）

区分					7-55-1-2（1）②ウ関係							7-55-1-1①オ関係			
規制年	識別記号	適用時期			測定ﾓｰﾄﾞ（単位）	ﾓｰﾄﾞ規制値					適用関係告示根拠	ｱｲﾄﾞﾘﾝｸﾞ規制値			適用関係告示根拠
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車（輸入自動車を除く。）	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考		CO　%	HC ppm	備考	
21	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
					（新設）										

注1～5（略）

7-55-9　従前規定の適用⑤

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が2.5tを超え3.5t以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、平成25年2月28日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成23年4月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表⑤の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、7-55-1-1①の規定の適用にあっては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、7-55-1-2（1）②の規定の適用にあっては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

ただし、7-55-1-2（1）②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

適用表⑤　ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が2.5tを超えて3.5t以下である普通自動車又は小型自動車（乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。）

区分						7-55-1-2（1）②ウ関係							7-55-1-1①オ関係			
規制年	識別記号	適用時期				測定ﾓｰﾄﾞ（単位）	ﾓｰﾄﾞ規制値					適用関係告示根拠	ｱｲﾄﾞﾘﾝｸﾞ規制値			適用関係告示根拠
		新型生産車	継続生産車	輸入自動車（排出ガス非認証車を除く。）	排出ガス非認証車		CO	HC	NOx	PM	備考		CO　%	HC ppm	備考	
21	（略）	（略）	（略）	（略）		（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
						（新設）										
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

注1～4（略）

7-55-10（略）

7-55-11　従前規定の適用⑦

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車（専ら乗用の用に供するもの、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であって、平成25年2月28日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成23年4月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表⑦の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、7-55-1-1①の規定の適用にあっては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、7-55-1-2（1）②の規定の適用にあっては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

ただし、7-55-1-2（1）②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

適用表⑦　ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車（乗用自動車を除く。）

区分			7-55-1-2（1）②エ関係			7-55-1-1①ウ関係	
規制年	識別記	適用時期	測定ﾓｰﾄﾞ	ﾓｰﾄﾞ規制値	適用関	ｱｲﾄﾞﾘﾝｸﾞ規制値	適用関

新

	号	新型生産車	継続生産車	輸入自動車	位)	CO	HC	NOx	PM	備考	保告示根拠	CO %	HC ppm	備考	保告示根拠
21	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
					WLTC モード (g/km)	7.06	0.16	同上	同上	同上	―	同上	同上		―

注1～4（略）

7-55-12（略）

7-55-13　従前規定の適用⑨

軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車（車両重量が 1,265kg 以下のものに限る。）であって、平成 22 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、適用表⑨-1 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の（1）から（4）に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

なお、適用表⑨-1 における黒煙汚染度規制値の規定の適用にあたっては、黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値を超えないものであればよい。

また、平成 22 年 9 月 1 日以降に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。）については、適用表⑨-2 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の（5）及び（6）に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

〔適用表⑨-1〕

（1）～（4）（略）

〔適用表⑨-2〕

（5）～（6）（略）

適用表⑨-1　軽油を燃料とする車両重量が 1,265kg 以下の乗車定員が 10 人以下である乗用自動車

区分					7-55-1-2（1）④ア関係							ディーゼル4モード関係		7-55-1-1②関係及び 7-55-1-1③関係		
規制年	識別記号	適用時期			測定モード（単位）	モード規制値					適用関係告示根拠	ディーゼル4モード（%）	適用関係告示根拠	光吸収係数規制値（m^{-1}）	黒煙汚染度規制値（%）	適用関係告示根拠
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車（輸入自動車を除く。）	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考						
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

注1～8（略）

適用表⑨-2　軽油を燃料とする車両重量が 1,265 kg以下の乗車定員が 10 人以下である乗用自動車

区分					7-55-1-2（1）④ア関係							7-55-1-1②関係		
規制年	識別記号	適用時期			測定モード（単位）	モード規制値					適用関係告示根拠	光吸収係数規制値（m^{-1}）	適用関係告示根拠	備考
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車（輸入自動車を除く。）	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考				
21	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
					WLTC モード (g/km)	0.88	0.037	0.23	0.009		―	同上	―	

注1～2（略）

7-55-14　従前規定の適用⑩

軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車（車両重量が 1,265kg を超えるものに限る。）であって、平成 22 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、適用表⑩-1 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の（1）から（4）に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

なお、適用表⑩-1 における黒煙汚染度規制値の規定の適用にあたっては、黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値を超えないものであればよい。

また、平成 22 年 9 月 1 日以降に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。）については、適用表⑩-2 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の（5）及び（6）に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

〔適用表⑩-1〕

（1）～（4）（略）

〔適用表⑩-2〕

（5）～（6）（略）

旧

	号	新型生産車	継続生産車	輸入自動車	(単位)	CO	HC	NOx	PM	備考	保告示根拠	CO %	HC ppm	備考	保告示根拠
21	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
					(新設)										

注1～4（略）

7-55-12（略）

7-55-13　従前規定の適用⑨

軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車（車両重量が 1,265kg 以下のものに限る。）であって、平成 22 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、適用表⑨-1 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の（1）から（4）に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

なお、適用表⑨-1 における黒煙汚染度規制値の規定の適用にあたっては、黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値を超えないものであればよい。

また、平成 22 年 9 月 1 日以降に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。）については、適用表⑨-2 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の（5）及び（6）に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

〔適用表⑨-1〕

（1）～（4）（略）

〔適用表⑨-2〕

（5）～（6）（略）

適用表⑨-1　軽油を燃料とする車両重量が 1,265kg 以下の乗車定員が 10 人以下である乗用自動車

区分					7-55-1-2（1）④ア関係							ディーゼル4モード関係		7-55-1-1②関係及び 7-55-1-1③関係		
規制年	識別記号	適用時期			測定モード（単位）	モード規制値					適用関係告示根拠	ディーゼル4モード（%）	適用関係告示根拠	光吸収係数規制値（m^{-1}）	黒煙汚染度規制値（%）	適用関係告示根拠
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車（輸入自動車を除く。）	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考						
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

注1～8（略）

適用表⑨-2　軽油を燃料とする車両重量が 1,265 kg以下の乗車定員が 10 人以下である乗用自動車

区分					7-55-1-2（1）④ア関係							7-55-1-1②関係		
規制年	識別記号	適用時期			測定モード（単位）	モード規制値					適用関係告示根拠	光吸収係数規制値（m^{-1}）	適用関係告示根拠	備考
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車（輸入自動車を除く。）	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考				
21	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
					(新設)									

注1～2（略）

7-55-14　従前規定の適用⑩

軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車（車両重量が 1,265kg を超えるものに限る。）であって、平成 22 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、適用表⑩-1 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の（1）から（4）に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

なお、適用表⑩-1 における黒煙汚染度規制値の規定の適用にあたっては、黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値を超えないものであればよい。

また、平成 22 年 9 月 1 日以降に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。）については、適用表⑩-2 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の（5）及び（6）に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

〔適用表⑩-1〕

（1）～（4）（略）

〔適用表⑩-2〕

（5）～（6）（略）

新

適用表⑩-1　軽油を燃料とする車両重量が 1,265kg を超える乗車定員 10 人以下である乗用自動車

区分					7-55-1-2 (1) ④ア関係							ディーゼル4モード関係		7-55-1-1②関係及び7-55-1-1④関係		
規制年	識別記号	適用時期			測定モード（単位）	モード規制値					適用関係告示根拠	ディーゼル4モード（%）	適用関係告示根拠	光吸収係数規制値（m^{-1}）	黒煙汚染度規制値（%）	適用関係告示根拠
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車（輸入自動車を除く。）	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考						
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

注 1～8（略）

適用表⑩-2　軽油を燃料とする車両重量が 1,265kg を超える乗車定員 10 人以下である乗用自動車

区分					7-55-1-2 (1) ④ア関係							7-55-1-1②関係		
規制年	識別記号	適用時期			測定モード（単位）	モード規制値					適用関係告示根拠	光吸収係数規制値（m^{-1}）	適用関係告示根拠	備考
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車（輸入自動車を除く。）	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考				
21	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
					WLTC モード（g/km）	0.88	0.037	0.23	0.009		—	同上	—	

注 1～2（略）

7-55-15　従前規定の適用⑪

軽油を燃料とする車両総重量が 1.7t 以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、平成 22 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、適用表⑪-1 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の (1) から (4) に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

なお、適用表⑪-1 における黒煙汚染度規制値の規定の適用にあたっては、黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値を超えないものであればよい。

また、平成 22 年 9 月 1 日以降に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。）については、適用表⑪-2 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の (5) 及び (6) に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

〔適用表⑪-1〕

(1) ～ (4)（略）

〔適用表⑪-2〕

(5) ～ (6)（略）

適用表⑪-1　軽油を燃料とする車両総重量が 1.7t 以下である自動車（乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。）

区分					7-55-1-2 (1) ④イ関係							ディーゼル4モード関係		7-55-1-1②関係及び7-55-1-1③関係		
規制年	識別記号	適用時期			測定モード（単位）	モード規制値					適用関係告示根拠	ディーゼル4モード（%）	適用関係告示根拠	光吸収係数規制値（m^{-1}）	黒煙汚染度規制値（%）	適用関係告示根拠
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車（輸入自動車を除く。）	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考						
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

注 1～6（略）

適用表⑪-2　軽油を燃料とする車両総重量が 1.7t 以下である自動車（乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。）

区分					7-55-1-2 (1) ④イ関係							7-55-1-1②関係		
規制年	識別記号	適用時期			測定モード（単位）	モード規制値					適用関係告示根拠	光吸収係数規制値（m^{-1}）	適用関係告示根拠	備考
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車（輸	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考				

旧

適用表⑩-1　軽油を燃料とする車両重量が 1,265kg を超える乗車定員 10 人以下である乗用自動車

区分					7-55-1-2 (1) ④ア関係							ディーゼル4モード関係		7-55-1-1②関係及び7-55-1-1③関係		
規制年	識別記号	適用時期			測定モード（単位）	モード規制値					適用関係告示根拠	ディーゼル4モード（%）	適用関係告示根拠	光吸収係数規制値（m^{-1}）	黒煙汚染度規制値（%）	適用関係告示根拠
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車（輸入自動車を除く。）	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考						
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

注 1～8（略）

適用表⑩-2　軽油を燃料とする車両重量が 1,265kg を超える乗車定員 10 人以下である乗用自動車

区分					7-55-1-2 (1) ④ア関係							7-55-1-1②関係		
規制年	識別記号	適用時期			測定モード（単位）	モード規制値					適用関係告示根拠	光吸収係数規制値（m^{-1}）	適用関係告示根拠	備考
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車（輸入自動車を除く。）	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考				
21	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
					（新設）									

注 1～2（略）

7-55-15　従前規定の適用⑪

軽油を燃料とする車両総重量が 1.7t 以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、平成 22 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、適用表⑪-1 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の (1) から (4) に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

なお、適用表⑪-1 における黒煙汚染度規制値の規定の適用にあたっては、黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値を超えないものであればよい。

また、平成 22 年 9 月 1 日以降に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。）については、適用表⑪-2 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の (5) 及び (6) に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

〔適用表⑪-1〕

(1) ～ (4)（略）

〔適用表⑪-2〕

(5) ～ (6)（略）

適用表⑪-1　軽油を燃料とする車両総重量が 1.7t 以下である自動車（乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。）

区分					7-55-1-2 (1) ④イ関係							ディーゼル4モード関係		7-55-1-1②関係及び7-55-1-1③関係		
規制年	識別記号	適用時期			測定モード（単位）	モード規制値					適用関係告示根拠	ディーゼル4モード（%）	適用関係告示根拠	光吸収係数規制値（m^{-1}）	黒煙汚染度規制値（%）	適用関係告示根拠
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車（輸入自動車を除く。）	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考						
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

注 1～6（略）

適用表⑪-2　軽油を燃料とする車両総重量が 1.7t 以下である自動車（乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。）

区分					7-55-1-2 (1) ④イ関係							7-55-1-1②関係		
規制年	識別記号	適用時期			測定モード（単位）	モード規制値					適用関係告示根拠	光吸収係数規制値（m^{-1}）	適用関係告示根拠	備考
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車（輸	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考				

新

			入自動車を除く。)												
21	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
					WLTC モード (g/km)	0.88	0.037	0.23	0.009		—	同上	—		

注1～2（略）

7-55-16　従前規定の適用⑫

軽油を燃料とする車両総重量が1.7tを超え2.5t以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、平成23年8月31日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成22年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、適用表⑫-1の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の（1）から（4）に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

なお、適用表⑫-1における黒煙汚染度規制値の規定の適用にあたっては、黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値を超えないものであればよい。

また、平成23年9月1日以降に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成22年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。）については、適用表⑫-2の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の（5）及び（6）に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

〔適用表⑫-1〕

（1）～（4）（略）

〔適用表⑫-2〕

（5）～（6）（略）

適用表⑫-1　軽油を燃料とする車両総重量が1.7tを超えて2.5t以下である自動車（乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。）

区分					7-55-1-2（1）④ウ関係								ディーゼル4モード関係		7-55-1-1②関係及び7-55-1-1③関係		
規制年	識別記号	適用時期			測定モード（単位）	モード規制値						適用関係告示根拠	ディーゼル4モード（%）	適用関係告示根拠	光吸収係数規制値（m^{-1}）	黒煙汚染度規制値（%）	適用関係告示根拠
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車（輸入自動車を除く。）	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

注1～6（略）

適用表⑬-2　軽油を燃料とする車両総重量が1.7tを超え2.5t以下である自動車（乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。）

区分					7-55-1-2（1）④ウ関係								7-55-1-1②関係		
規制年	識別記号	適用時期			測定モード（単位）	モード規制値					適用関係告示根拠	光吸収係数規制値（m^{-1}）	適用関係告示根拠	備考
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車（輸入自動車を除く。）	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考				
22	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
					WLTC モード (g/km)	0.88	0.037	0.36	0.013		—	同上	—	

注1～2（略）

7-55-17　従前規定の適用⑬

軽油を燃料とする車両総重量が2.5tを超え3.5t以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、平成22年8月31日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成21年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、適用表⑬-1の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の（1）から（4）に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

なお、適用表⑬-1における黒煙汚染度規制値の規定の適用にあたっては、黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値を超えないものであればよい。

また、平成22年9月1日以降に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成21年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。）については、適用表⑬-2の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の（5）及び（6）に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

〔適用表⑬-1〕

（1）～（4）（略）

〔適用表⑬-2〕

（5）～（6）（略）

適用表⑬-1　軽油を燃料とする車両総重量が2.5tを超えて3.5t以下である自動車（乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。）

旧

			入自動車を除く。)												
21	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
					(新設)										

注1～2（略）

7-55-16　従前規定の適用⑫

軽油を燃料とする車両総重量が1.7tを超え2.5t以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、平成23年8月31日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成22年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、適用表⑫-1の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の（1）から（4）に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

なお、適用表⑫-1における黒煙汚染度規制値の規定の適用にあたっては、黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値を超えないものであればよい。

また、平成23年9月1日以降に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成22年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。）については、適用表⑫-2の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の（5）及び（6）に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

〔適用表⑫-1〕

（1）～（4）（略）

〔適用表⑫-2〕

（5）～（6）（略）

適用表⑫-1　軽油を燃料とする車両総重量が1.7tを超えて2.5t以下である自動車（乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。）

区分					7-55-1-2（1）④ウ関係								ディーゼル4モード関係		7-55-1-1②関係及び7-55-1-1③関係		
規制年	識別記号	適用時期			測定モード（単位）	モード規制値						適用関係告示根拠	ディーゼル4モード（%）	適用関係告示根拠	光吸収係数規制値（m^{-1}）	黒煙汚染度規制値（%）	適用関係告示根拠
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車（輸入自動車を除く。）	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

注1～6（略）

適用表⑫-2　軽油を燃料とする車両総重量が1.7tを超え2.5t以下である自動車（乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。）

区分					7-55-1-2（1）④ウ関係								7-55-1-1②関係		
規制年	識別記号	適用時期			測定モード（単位）	モード規制値					適用関係告示根拠	光吸収係数規制値（m^{-1}）	適用関係告示根拠	備考
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車（輸入自動車を除く。）	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考				
22	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
					(新設)									

注1～2（略）

7-55-17　従前規定の適用⑬

軽油を燃料とする車両総重量が2.5tを超え3.5t以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、平成22年8月31日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成21年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、適用表⑬-1の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の（1）から（4）に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

なお、適用表⑬-1における黒煙汚染度規制値の規定の適用にあたっては、黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値を超えないものであればよい。

また、平成22年9月1日以降に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成21年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。）については、適用表⑬-2の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の（5）及び（6）に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

〔適用表⑬-1〕

（1）～（4）（略）

〔適用表⑬-2〕

（5）～（6）（略）

適用表⑬-1　軽油を燃料とする車両総重量が2.5tを超えて3.5t以下である自動車（乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。）

新

区分						7-55-1-2 (1) ④ウ関係							ディーゼル4モード関係		7-55-1-1②関係及び7-55-1-1③関係		
規制年	識別記号	適用時期				測定モード（単位）	モード規制値					適用関係告示根拠	ディーゼル4モード（%）	適用関係告示根拠	光吸収係数規制値（m^{-1}）	黒煙汚染度規制値（%）	適用関係告示根拠
		新型生産車	継続生産車	輸入自動車（排出ガス非認証車を除く。）	排出ガス非認証車		CO	HC	NOx	PM	備考						
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

注 1～7（略）

適用表⑬-2　軽油を燃料とする車両総重量が 2.5t を超え 3.5t 以下である自動車（乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。）

区分					7-55-1-2 (1) ④ウ関係							7-55-1-1②関係		
規制年	識別記号	適用時期			測定モード（単位）	モード規制値					適用関係告示根拠	光吸収係数規制値（m^{-1}）	適用関係告示根拠	備考
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車（輸入自動車を除く。）	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考				
21	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
					WLTC モード（g/km）	0.88	0.037	0.36	0.013		—	同上	—	

注 1～2（略）

7-55-18（略）

7-55-19　従前規定の適用⑮

ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（車両重量が 1,265 kg以下のものに限る。）であって、平成 22 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表⑮の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、7-55-1-2 (1) ⑥の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

適用表⑮　ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする車両重量が 1,265kg 以下の乗車定員が 10 人以下である乗用自動車

区分					7-55-1-2 (1) ⑥ア関係						
規制年	識別記号	適用時期			測定モード（単位）	モード規制値					適用関係告示根拠
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車（輸入自動車を除く。）	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考	
21	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
		（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
					WLTC モード（g/km）	2.03	0.16	0.23	0.009	同上	—

注 1～2（略）

7-55-20　従前規定の適用⑯

ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（車両重量が 1,265 kgを超えるものに限る。）であって、平成 22 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表⑯の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、7-55-1-2 (1) ⑥の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

適用表⑯　ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする車両重量が 1,265kg を超える乗車定員 10 人以下である乗用自動車

区分					7-55-1-2 (1) ⑥ア関係						
規制年	識別記号	適用時期			測定モード（単位）	モード規制値					適用関係告示根拠
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車（輸入自動車を除く。）	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考	

旧

区分						7-55-1-2 (1) ④ウ関係							ディーゼル4モード関係		7-55-1-1②関係及び7-55-1-1③関係		
規制年	識別記号	適用時期				測定モード（単位）	モード規制値					適用関係告示根拠	ディーゼル4モード（%）	適用関係告示根拠	光吸収係数規制値（m^{-1}）	黒煙汚染度規制値（%）	適用関係告示根拠
		新型生産車	継続生産車	輸入自動車（排出ガス非認証車を除く。）	排出ガス非認証車		CO	HC	NOx	PM	備考						
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

注 1～7（略）

適用表⑬-2　軽油を燃料とする車両総重量が 2.5t を超え 3.5t 以下である自動車（乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。）

区分					7-55-1-2 (1) ④ウ関係							7-55-1-1②関係		
規制年	識別記号	適用時期			測定モード（単位）	モード規制値					適用関係告示根拠	光吸収係数規制値（m^{-1}）	適用関係告示根拠	備考
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車（輸入自動車を除く。）	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考				
21	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
					（新設）									

注 1～2（略）

7-55-18（略）

7-55-19　従前規定の適用⑮

ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（車両重量が 1,265 kg以下のものに限る。）であって、平成 22 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表⑮の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、7-55-1-2 (1) ⑥の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

適用表⑮　ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする車両重量が 1,265kg 以下の乗車定員が 10 人以下である乗用自動車

区分					7-55-1-2 (1) ⑥ア関係						
規制年	識別記号	適用時期			測定モード（単位）	モード規制値					適用関係告示根拠
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車（輸入自動車を除く。）	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考	
21	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
		（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
					（新設）						

注 1～2（略）

7-55-20　従前規定の適用⑯

ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（車両重量が 1,265 kgを超えるものに限る。）であって、平成 22 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表⑯の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、7-55-1-2 (1) ⑥の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

適用表⑯　ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする車両重量が 1,265kg を超える乗車定員 10 人以下である乗用自動車

区分					7-55-1-2 (1) ⑥ア関係						
規制年	識別記号	適用時期			測定モード（単位）	モード規制値					適用関係告示根拠
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車（輸入自動車を除く。）	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考	

新

21	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
					WLTC モード (g/km)	2.03	0.16	0.23	0.009	同上	—

注1～2（略）

7-55-21　従前規定の適用⑪

ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする車両総重量が 1.7t 以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、平成 22 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表⑪の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、7-55-1-2（1）⑥の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

適用表⑪　ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする車両総重量が 1.7t 以下である自動車（乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。）

区分					7-55-1-2（1）⑥イ関係						
規制年	識別記号	適用時期			測定モード（単位）	モード規制値					適用関係告示根拠
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車（輸入自動車を除く。）	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考	
21	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
					WLTC モード (g/km)	2.03	0.16	0.23	0.009	同上	—

注1～2（略）

7-55-22　従前規定の適用⑫

ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする車両総重量が 1.7t を超え 3.5t 以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、平成 22 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表⑫の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、7-55-1-2（1）⑥の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

適用表⑫　ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする車両総重量が 1.7t を超えて 3.5t 以下である自動車（乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。）

区分					7-55-1-2（1）⑥ウ関係						
規制年	識別記号	適用時期			測定モード（単位）	モード規制値					適用関係告示根拠
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車（輸入自動車を除く。）	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考	
21	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
					WLTC モード (g/km)	4.48	0.23	0.36	0.013	同上	—

注1～2（略）

7-55-23（略）

7-55-24　従前規定の適用⑳

ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする軽自動車（専ら乗用の用に供するもの、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であって、平成 22 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表⑳の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、7-55-1-2（1）⑥の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

適用表⑳　ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする軽自動車（乗用自動車を除く。）

区分					7-55-1-2（1）⑥エ関係						
規制年	識別記号	適用時期			測定モード（単位）	モード規制値					適用関係告示根拠
		新型生産車	継続生産車	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考	
21	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
					WLTC モード (g/km)	7.06	0.16	0.23	0.009	同上	—

注1（略）

7-55-25～7-55-31（略）

旧

21	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
					(新設)						

注1～2（略）

7-55-21　従前規定の適用⑪

ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする車両総重量が 1.7t 以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、平成 22 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表⑪の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、7-55-1-2（1）⑥の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

適用表⑪　ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする車両総重量が 1.7t 以下である自動車（乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。）

区分					7-55-1-2（1）⑥イ関係						
規制年	識別記号	適用時期			測定モード（単位）	モード規制値					適用関係告示根拠
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車（輸入自動車を除く。）	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考	
21	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
					(新設)						

注1～2（略）

7-55-22　従前規定の適用⑫

ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする車両総重量が 1.7t を超え 3.5t 以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、平成 22 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表⑫の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、7-55-1-2（1）⑥の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

適用表⑫　ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする車両総重量が 1.7t を超えて 3.5t 以下である自動車（乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。）

区分					7-55-1-2（1）⑥ウ関係						
規制年	識別記号	適用時期			測定モード（単位）	モード規制値					適用関係告示根拠
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車（輸入自動車を除く。）	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考	
21	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
					(新設)						

注1～2（略）

7-55-23（略）

7-55-24　従前規定の適用⑳

ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする軽自動車（専ら乗用の用に供するもの、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であって、平成 22 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表⑳の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、7-55-1-2（1）⑥の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

適用表⑳　ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする軽自動車（乗用自動車を除く。）

区分					7-55-1-2（1）⑥エ関係						
規制年	識別記号	適用時期			測定モード（単位）	モード規制値					適用関係告示根拠
		新型生産車	継続生産車	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考	
21	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
					(新設)						

注1（略）

7-55-25～7-55-31（略）

新	旧
7-56～7-62（略） **7-63　すれ違い用前照灯** 7-63-1（略） **7-63-2　性能要件** 7-63-2-1（略） **7-63-2-2　視認等による審査** すれ違い用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第32条第5項、細目告示第42条第6項関係、細目告示第120条第6項関係） ①～④（略） ⑤　すれ違い用前照灯は、その配光が右側通行用のものでないこと。 この場合において、すれ違い用前照灯試験機にて配光を確認した結果、照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面より右方のカットオフラインのすべてが、すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面より下方にあるものについては、この基準に適合するものとみなす。 ⑥（略） 7-63-3～7-63-9（略） 7-64～7-116（略） **第8章　継続検査及び構造等変更検査等（使用の過程にある自動車）** 8-1～8-62（略） **8-63　すれ違い用前照灯** 8-63-1～8-63-2-1（略） **8-63-2-2　視認等による審査** すれ違い用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第32条第5項、細目告示第198条第6項関係） ①～④（略） ⑤　すれ違い用前照灯は、その配光が右側通行用のものでないこと。 この場合において、すれ違い用前照灯試験機にて配光を確認した結果、照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面より右方のカットオフラインのすべてが、すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面より下方にあるものについては、この基準に適合するものとみなす。 ⑥（略） 8-63-3～8-63-4（略） 8-64～8-116（略）	7-56～7-62（略） **7-63　すれ違い用前照灯** 7-63-1（略） **7-63-2　性能要件** 7-63-2-1（略） **7-63-2-2　視認等による審査** すれ違い用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第32条第5項、細目告示第42条第6項関係、細目告示第120条第6項関係） ①～④（略） ⑤　すれ違い用前照灯は、その配光が右側通行用のものでないこと。 ⑥（略） 7-63-3～7-63-9（略） 7-64～7-116（略） **第8章　継続検査及び構造等変更検査等（使用の過程にある自動車）** 8-1～8-62（略） **8-63　すれ違い用前照灯** 8-63-1～8-63-2-1（略） **8-63-2-2　視認等による審査** すれ違い用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第32条第5項、細目告示第198条第6項関係） ①～④（略） ⑤　すれ違い用前照灯は、その配光が右側通行用のものでないこと。 ⑥（略） 8-63-3～8-63-4（略） 8-64～8-116（略）

新

第９章～第11章（略）
別表１～別表２（略）

別表３（4-7関係）

審査の実施の方法

検査の種別	審査の実施方法
新規検査又は予備検査	1～6（略） 7　完成検査終了証又は出荷検査証がある自動車の審査 　型式指定自動車及び共通構造部型式指定自動車は、次に掲げる全ての要件を満足するものについては、2、3（共通構造部型式指定自動車は（9）を除く。）及び４（(5) 及び（6）に限る。）の審査を提出書面の審査に代えるものとする。 　ただし、提出のあった書面又は当該自動車の構造・装置の内容に疑義が生じ、審査を代えることが妥当ではないと判断する場合はこの限りでない。 （1）（略） （2）共通構造部型式指定自動車 ①　（略） ②　型式指定を受けた自動車から構造・装置（当該型式で認証を受けた他の類別で設定のある構造・装置と同じ仕様を含む。）に変更がないもの。 ただし、次に掲げる構造・装置にあってはこの限りでない。 ア　タイヤ（タイヤのパターン違いによる仕様変更に限る。） イ　乗車定員（乗車定員を減らすものに限る。） ウ　巻込防止装置 エ　突入防止装置 オ　物品積載装置 カ　運転台以外に装着される灯火装置、反射器及び指示装置 ③（略）
（略）	（略）

別表４～別表９（略）
様式１～様式13（略）
別添１（略）

旧

第９章～第11章（略）
別表１～別表２（略）

別表３（4-7関係）

審査の実施の方法

検査の種別	審査の実施方法
新規検査又は予備検査	1～6（略） 7　完成検査終了証又は出荷検査証がある自動車の審査 　型式指定自動車及び共通構造部型式指定自動車は、次に掲げる全ての要件を満足するものについては、2、3（共通構造部型式指定自動車は（9）を除く。）及び４（(5) 及び（6）に限る。）の審査を提出書面の審査に代えるものとする。 　ただし、提出のあった書面又は当該自動車の構造・装置の内容に疑義が生じ、審査を代えることが妥当ではないと判断する場合はこの限りでない。 （1）（略） （2）共通構造部型式指定自動車 ①　（略） ②　型式指定を受けた自動車から構造・装置（乗車定員（乗車定員を減らすものに限る。）、突入防止装置、物品積載装置並びに運転台以外に装着される灯火装置、反射器及び指示装置を除く。）に変更がないもの ③（略）
（略）	（略）

別表４～別表９（略）
様式１～様式13（略）
別添１（略）

新

別添 2（4-13 関係）

新規検査等提出書面審査要領

1.～4.（略）

4.1.　新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料

本則 4-13-1（2）で規定する自動車の新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料は、次に掲げるものをいう。

（略）		（略）
	（略）	（略）
	改造自動車審査結果通知書等	（略）
	（略）	（略）

備考（1）～（3）（略）

（4）※2 は、共通構造部型式指定自動車（5.1.（3）③に該当するものを除く。）は○印、それ以外の自動車は△印とする。

（5）～（7）（略）

（8）法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき装置の型式指定を受けた構造・装置又はこれに準ずる性能を有するものについて、当該構造・装置に付されている自マーク又はⓔマークの表示が容易に確認できるものに変更したものにあっては、技術基準等への適合性を証する書面を省略することができる。

（9）完成検査終了証の発行後 9 月を経過した型式指定自動車であって、当該自動車に係る構造・装置について変更がなく、新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「その他」欄に車台番号を記載したものは、新規検査等届出書（第 1 号様式（その 2））及び添付資料を省略することができる。

（10）（略）

（11）次に掲げる自動車にあっては、添付資料のうち、施行規則第 36 条第 5 項に規定する書面（騒音規制）及び施行規則第 36 条第 6 項に規定する書面（排出ガス規制）以外のものを省略することができる。

① 附則 1 の 9.3.（2）に基づく事前審査管理番号を有する自動車

② 附則 1 の 9.3.（2）に基づく事前審査管理番号を有する自動車と自動車の型式及び構造・装置が同一の自動車

（12）次に掲げる自動車にあっては、新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「当該型式・類別（類別区分番号）の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄又は「架装により指定自動車等から追加等を行った構造・装置」欄にその旨を記載した場合には、添付資料のうち、附則 1 の 3. 表に掲げる「技術基準等への適合性を証する書面」を省略することができる。

① 附則 1 の 9.3.（2）に基づく事前審査管理番号を有する自動車と自動車の型式が同一であり、かつ、附則 1 の 3. 表に掲げる技術基準等に

旧

別添 2（4-13 関係）

新規検査等提出書面審査要領

1.～4.（略）

4.1.　新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料

本則 4-13-1（2）で規定する自動車の新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料は、次に掲げるものをいう。

（略）		（略）
	（略）	（略）
	改造自動車審査結果通知書	（略）
	（略）	（略）

備考（1）～（3）（略）

（4）※2 は、共通構造部型式指定自動車は○印、それ以外の自動車は△印とする。

（5）～（7）（略）

（8）法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき装置の型式指定を受けた構造・装置について、当該構造・装置に付されている自マーク又はⓔマークの表示が容易に確認できるものに変更したものにあっては、技術基準等への適合性を証する書面を省略することができる。

（9）完成検査終了証の発行後 9 月を経過した型式指定自動車であって、当該自動車に係る構造・装置について変更がないものは、新規検査等届出書（第 1 号様式（その 2））及び添付資料を省略することができる。

（10）（略）

（11）附則 1 の 9.3.（2）に基づく事前審査管理番号を有する自動車と自動車の型式及び構造・装置が同一の自動車の場合には、次に掲げる書面以外の添付書面を省略することができる。

① 施行規則第 36 条第 5 項に規定する書面（騒音規制）

② 施行規則第 36 条第 6 項に規定する書面（排出ガス規制）

（新設）

新	旧
影響のない範囲で自動車の構造・装置の一部を変更又は追加をした自動車	
4.2.～5.（略）	4.2.～5.（略）
5.1.　新規検査等届出書（第1号様式（その1））	5.1.　新規検査等届出書（第1号様式（その1））
(1)「新規検査・予備検査・構造等変更検査」欄は、検査の種別に応じて、新規検査又は予備検査に○印が付されていること。	(1) 太枠内に記載漏れがないこと。
(2) 新規検査等を申請する運輸支局等と同一敷地内にある事務所等の長の宛名、届出年月日、並びに届出者の氏名又は名称、住所、連絡先（届出責任者の氏名）及び電話番号が記載されていること。 また、届出者の印（署名の場合を除く。）が押印されていること。	（新設）
(3)「型式・類別（類別区分番号）」欄の類別（類別区分番号）は、自動車製作者が出荷した時点の類別（類別区分番号）が記載されていること。 ただし、次に掲げるものにあってはこの限りでない。 ①　型式指定自動車、共通構造部型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車以外の自動車。 ②～③（略） ④　新型届出自動車であって、自動車製作者が出荷した時点の類別に代えて基本となる諸元表の類別を記載するもの。	(2)「型式・類別（類別区分番号）」欄の類別（類別区分番号）は、自動車製作者が出荷した時点の類別（類別区分番号）が記載されていること。 ただし、次に掲げるものにあってはこの限りでない。 ①　型式指定自動車、共通構造部型式指定自動車及び輸入自動車特別取扱自動車以外の自動車。 ②～③（略） （新設）
(4)～(5)（略）	(3)～(4)（略）
(6)「前照灯の明るさ及び主光軸の向き測定」欄は、完成検査終了証又は出荷検査証が発行されている自動車であって、届出者又は諸元確認者が保有する前照灯試験機により、当該自動車が備える前照灯の明るさ及び主光軸の向きに関する基準適合性の確認を実施したものは、その結果（適合の確認）に○印、未実施の場合は×印が付されていること。	(5)「前照灯の明るさ及び主光軸の向き測定」欄は、完成検査終了証又は出荷検査証が発行されている自動車であって、届出者又は諸元確認者が保有する前照灯試験機により、当該自動車が備える前照灯の明るさ及び主光軸の向きに関する基準適合性の確認を実施したものは、その結果（適合の確認）に○印が付けられていること。
(7)「共通構造部型式指定自動車又は新型届出自動車の構造・装置改変状況」の「諸元表の型式・類別（類別区分番号）から相違している項目」欄は、共通構造部型式指定自動車（5.1.(3)③に該当するものに限る。）又は新型届出自動車であって、当該自動車の構造・装置について自動車製作者が出荷した時点で諸元表の類別（類別区分番号）から相違している項目について相違の有無に○印、該当する項目がない自動車及び共通構造部型式指定自動車（5.1.(3)③に該当するものに限る。）又は新型届出自動車以外の自動車は－印が付されていること。	(6)「共通構造部型式指定自動車の構造・装置改変状況」の「諸元表の型式・類別（類別区分番号）から相違している項目」欄は、共通構造部型式指定自動車（5.1.(2)③に該当するものに限る。）であって、当該自動車の構造・装置について自動車製作者が出荷した時点で諸元表の類別（類別区分番号）から相違している項目について相違の有無に○印が付けられていること。
(8)「当該型式・類別（類別区分番号）の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄は、次に掲げる構造・装置の範囲から変更した自動車の構造・装置が明確に記載されているとともに、騒音防止装置に係る構造・装置の変更有無に○印が付されていること。 この場合において、共通構造部型式指定自動車（5.1.(3)③に該当するものに限る。）又は新型届出自動車については、「当該型式・類別（類別区分番号）」を「当該型式」に読み替えるものとする。 なお、燃料タンクの取付位置変更、灯火器の取付位置変更、タイヤのパターン変更並びに改造自動車審査結果通知書等に記載されている改造内容については、記載を要	(7)「当該型式・類別（類別区分番号）の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄は、次に掲げる構造・装置の範囲から変更した自動車の構造・装置が明確に記載されていること。 なお、燃料タンク及び灯火器の取付位置の変更については、記載を要しないものとする。

新	旧
しないものとする。 ①（略） ②　共通構造部型式指定自動車 共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領の第１号様式及び第２号様式の諸元表に記載する構造・装置の範囲。 ただし、5.1.（3）③に該当するものの場合には、①に準ずるものとする。 ③（略） （9）（略） （10）法第 75 条の３第１項の規定に基づき装置の型式指定を受けた構造・装置又はこれに準ずる性能を有するものであって、当該構造・装置に付されている㊀マーク又はⒺマークの表示が容易に確認できるものに変更又は追加した自動車にあっては、当該型式指定番号が新規検査等届出書（第１号様式（その 1））の「その他」欄に記載されていること。 （11）（略） （12）改造自動車審査結果通知書等を用いる自動車にあっては、当該通知書等の番号が新規検査等届出書（第１号様式（その 1））の「その他」欄に記載されていること。 （13）（略） （14）訂正した箇所には、届出者又は届出責任者の訂正の印又は署名がなされていること。 （15）（4）から（13）までの記入項目欄に「別紙に記載した旨」を付記した場合には、別紙を用いて記載することができる。 5.2.　新規検査等届出書（第１号様式（その 2）） （1）～（2）（略） （3）「車体の塗色」及び「消音器・原動機等の改造　有・無」欄の記載は任意とする。 （4）～（6）（略） 5.3.（略） 5.4.　諸元表又は車両諸元要目表等 当該自動車の諸元表又は車両諸元要目表等が添付され、自動車諸元が確認できるものであること。 （1）（略） （2）共通構造部型式指定自動車 共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領の第１号様式の諸元表。 ただし、5.1.（3）③に該当するものの場合には、（1）に準ずるものとする。 （3）輸入自動車特別取扱自動車 輸入自動車特別取扱要領の第２号様式、第２号様式の１又は第２号様式の２の車両諸元要目表 5.5.　外観図 外観の形状及び寸法（長さ、幅及び高さ）が明確に確認できる外観図又は写真であること。 ただし、次に掲げる自動車については、外観図又は写真の提出を省略することができる。	①（略） ②　共通構造部型式指定自動車 共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領の第１号様式及び第２号様式の諸元表に記載する構造・装置の範囲。 ただし、5.1.（2）③に該当するものの場合には、①に準ずるものとする。 ③（略） （8）（略） （9）法第 75 条の３第１項の規定に基づき装置の型式指定を受けた構造・装置であって、当該構造・装置に付されている㊀マーク又はⒺマークの表示が容易に確認できるものに変更した自動車にあっては、当該型式指定番号が新規検査等届出書（第１号様式（その 1））の「その他」欄に記載されていること。 （10）（略） （11）改造自動車審査結果通知書を用いる自動車にあっては、当該通知書の番号が新規検査等届出書（第１号様式（その 1））の「その他」欄に記載されていること。 （12）（略） （新設） （13）（7）から（12）までの記入項目欄は、必要に応じて別紙により記載することができる。 5.2.　新規検査等届出書（第１号様式（その 2）） （1）～（2）（略） （3）「車体の塗色」欄の記載は任意とする。 （4）～（6）（略） 5.3.（略） 5.4.　諸元表又は車両諸元要目表等 当該自動車の諸元表又は車両諸元要目表等が添付され、自動車諸元が確認できるものであること。 （1）（略） （2）共通構造部型式指定自動車 共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領の第１号様式の諸元表。 ただし、5.1.（2）③に該当するものの場合には、（1）に準ずるものとする。 （3）輸入自動車特別取扱自動車 輸入自動車特別取扱要領の第２号様式、第２号様式の１又は第２号様式の２の車両諸元要目表及び構造・装置の概要説明書 5.5.　外観図 外観の形状及び寸法（長さ、幅及び高さ）が明確に確認できる外観図又は写真であること。 ただし、次に掲げる自動車については、外観図又は写真の提出を省略することができる。

新	旧
(1) ～ (3) (略) (4) 特種用途自動車（冷蔵冷凍車及び保温車に限る。ただし、冷蔵冷凍室又は保温室の他に貨物室を備えたものにあっては、当該荷室の配置及び床面積がわかる図面を提出するものとする。） (5) ～ (6) (略) 5.6.　重量分布計算、最大安定傾斜角度及び最小回転半径に関する書面 重量分布計算、最大安定傾斜角度、最小回転半径に関する内容が記載されており、基準に適合していることが確認できるものであること。 ただし、次のいずれかに該当する自動車（共通構造部型式指定自動車にあっては、別添2の5.1.(3)③に該当するものに限る。）にあっては、重量分布計算、最大安定傾斜角度、最小回転半径に関する書面の提出を省略することができる。 (1) ～ (2) (略) 5.7.～5.9 (略) 5.10.　技術基準等への適合性を証する書面（附則1の3.表以外） 附則1又は附則2による事前提出書面の審査を行ったもの以外であって、新規検査等届出書（第1号様式（その1））の「当該型式・類別（類別区分番号）の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄に記載された部分及びそれにより影響を及ぼす部分について、技術基準等に適合していることが確認できるものであること。 なお、技術基準等に適合していることが確認できるものには次に掲げる例がある。 (1) 自動車製作者の「技術基準等適合証明書」（第4号様式） (2) 自動車製作者の「検査証明書」（別紙1） (3) 当該自動車の試験成績書の写し 5.11.　特種用途自動車の構造要件に関する書面 用途区分細部取扱い通達に基づき、車体の形状毎の構造要件及び使用者の事業等が明確に確認できるものであること。 ただし、次に掲げる場合にあっては、当該書面の提出を省略することができる。 (1) 車体の形状毎の構造要件に関する書面 ① 冷蔵冷凍車及び保温車の場合（冷蔵冷凍室又は保温室の他に貨物室を備えたものを除く。） ② 外観図により車体の形状毎の構造要件が明確に確認ができる自動車の場合 5.12.～5.13. (略) 5.14.　改造自動車審査結果通知書等 改造自動車審査結果通知書等を用いる自動車にあっては、当該通知書等の原本が提示されていること。 5.15. (略) 6.　現車審査 (1) (略) (2) 附則1の9.3.(2)に基づく事前審査管理番号を有する自動車と自動車の型式及び構造・装置が同一の自動車の場合には、新規検査等届出書（第1号様式（その1））に記載された事前審査管理番号から自動車機構検査部長が別途定める共有ネットワーク	(1) ～ (3) (略) (4) 特種用途自動車（冷蔵冷凍車に限る。ただし、冷蔵冷凍室の他に貨物室を備えたものにあっては、当該荷室の配置及び床面積がわかる図面を提出するものとする。） (5) ～ (6) (略) 5.6.　重量分布計算、最大安定傾斜角度及び最小回転半径に関する書面 重量分布計算、最大安定傾斜角度、最小回転半径に関する内容が記載されており、基準に適合していることが確認できるものであること。 ただし、次のいずれかに該当する自動車にあっては、重量分布計算、最大安定傾斜角度、最小回転半径に関する書面の提出を省略することができる。 (1) ～ (2) (略) 5.7.～5.9 (略) 5.10.　技術基準等への適合性を証する書面（附則1の3.表以外） 附則1又は附則2による事前提出書面の審査を行ったもの以外であって、新規検査等届出書（第1号様式（その1））の「当該型式・類別（類別区分番号）の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄に記載された部分及びそれにより影響を及ぼす部分について、技術基準等に適合していることが確認できるものであること。 なお、技術基準等に適合していることが確認できるものには次に掲げる例がある。 (1) 自動車製作者の「技術基準等適合証明書」（第4号様式） (新設) (2) 当該自動車の試験成績書の写し 5.11.　特種用途自動車の構造要件に関する書面 用途区分細部取扱い通達に基づき、各車体の形状毎の構造要件及び使用者の事業等が明確に確認できるものであること。 5.12.～5.13. (略) 5.14.　改造自動車審査結果通知書 改造自動車審査結果通知書を用いる自動車にあっては、当該通知書の原本を提示すること。 5.15. (略) 6.　現車審査 (1) (略) (2) 附則1の9.3.(2)に基づく事前審査管理番号を有する自動車と自動車の型式及び構造・装置が同一の自動車の場合には、新規検査等届出書（第1号様式（その1））に記載された事前審査管理番号から自動車機構検査部長が別途定める共有ネットワーク

新	旧
サーバに登録されている届出書等の書面（PDF ファイル）の情報内容との同一性を確認するものとする。 7.（略）	サーバに登録されている届出書等の書面一式（PDF ファイル）の情報内容との同一性を確認するものとする。 7.（略）

第１号様式（その１）（別添２の 4.1. 関係）

第１号様式（その１）

新規検査	事前書面審査終了時の連絡		事前審査管理番号	
予備検査	要	不要	受付印	
構造等変更検査				

新規検査等届出書

平成　　年　　月　　日

独立行政法人自動車技術総合機構

殿

届出者の氏名又は名称　　印

住　　所

連絡先（届出責任者の氏名）

電　話　番　号

型式・類別（類別区分番号）	

事前審査管理番号	
共通構造部型式指定自動車	出荷検査証 発行年月日：平成　　年　　月　　日
完成検査終了証又は出荷検査証があるもの	前照灯の明るさ及び主光軸の向き測定：適合の確認（　）

共通構造部型式指定自動車又は新型届出自動車の構造・装置改変状況

諸元表の型式・類別（類別区分番号）から相違している項目	軸距	最大積載量	乗車定員	許容限度
	無：（　） 有：変更した仕様 （　）同一型式内 （　）同一型式以外	無：（　） 有：変更した仕様 （　）同一型式内	無：（　） 有：変更した仕様 （　）同一型式内 （　）同一型式以外	無：（　） 有：変更した仕様 （　）同一型式内

第１号様式（その１）（別添２の 4.1. 関係）

第１号様式（その１）

新規検査	事前書面審査終了時の連絡		事前審査管理番号	
予備検査	要	不要	受付印	
構造等変更検査				

新規検査等届出書

平成　　年　　月　　日

独立行政法人自動車技術総合機構

殿

届出者の氏名又は名称　　印

住　　所

（新設）

電　話　番　号

型式・類別（類別区分番号）	

事前審査管理番号	
共通構造部型式指定自動車	出荷検査証 発行年月日：平成　　年　　月　　日
完成検査終了証又は出荷検査証があるもの	前照灯の明るさ及び主光軸の向き測定：適合の確認（　）

共通構造部型式指定自動車の構造・装置改変状況

諸元表の型式・類別（類別区分番号）から相違している項目	軸距	最大積載量	乗車定員	許容限度
	有（　）・無（　）	有（　）・無（　）	有（　）・無（　）	有（　）・無（　）

新

当該型式・類別（類別区分番号）の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置
・騒音防止装置に係る構造・装置の変更有無　：　有（　）・無（　）
架装により指定自動車等から追加等を行った構造・装置

その他

備考　氏名を記載し押印することに代えて、署名することができる。（日本工業規格　A列4番）

第1号様式（その2）～第4号様式（略）
別紙1（略）

附則1

事前提出書面審査要領
（技術基準等の審査を要する自動車）

1.～2.（略）
3.　事前届出対象自動車
本附則を適用する事前届出対象自動車は、指定自動車等であって、当該自動車の構造・装置が変更されたことにより次の表に掲げる技術基準等に影響を及ぼすなど、改めて技術基準等への適合性について審査する必要があると認めるものをいう。
ただし、次のいずれかに該当するものを除く。
①　法第75条の3第1項の規定に基づき装置の型式指定を受けた構造・装置又はこれに準ずる性能を有するものについて、当該構造・装置に付されている㊀マーク又はⒺマークの表示が容易に確認できるものに変更した自動車であって、新規検査等届出書（第1号様式（その1））の「その他」欄に型式指定番号を記載するもの
②　当該型式で認証を受けた他の類別設定の構造・装置と同じ仕様に変更されたものであって、新型届出自動車及び共通構造部型式指定自動車（8.1.（3）③に該当するものに限る。）以外の自動車についてはその旨が新規検査等届出書（第1号様式（その1））の「その他」欄に記載されたもの
③～④　（略）

保安基準	審査事務規程	技術基準等（細目告示別添及び協定規則）	
（略）	（略）	（略）	

旧

当該型式・類別（類別区分番号）の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置
（新設）
架装により指定自動車等から追加等を行った構造・装置

その他

備考　氏名を記載し押印することに代えて、署名することができる。（日本工業規格　A列4番）

第1号様式（その2）～第4号様式（略）
別紙1（略）

附則1

事前提出書面審査要領
（技術基準等の審査を要する自動車）

1.～2.（略）
3.　事前届出対象自動車
本附則を適用する事前届出対象自動車は、指定自動車等であって、当該自動車の構造・装置が変更されたことにより次の表に掲げる技術基準等に影響を及ぼすなど、改めて技術基準等への適合性について審査する必要があると認めるものをいう。
ただし、次のいずれかに該当するものを除く。
①　法第75条の3第1項の規定に基づき装置の型式指定を受けた構造・装置について、当該構造・装置に付されている㊀マーク又はⒺマークの表示が容易に確認できるものに変更した自動車であって、新規検査等届出書（第1号様式（その1））の「その他」欄に型式指定番号を記載するもの
（新設）
②～③　（略）

保安基準	審査事務規程	技術基準等（細目告示別添及び協定規則）	
（略）	（略）	（略）	

新

第 32 条 前照灯等	6-2 (24)、7-62 走行用前照灯	(略)	
	(略)	(略)	
	6-2 (25)、7-66 前照灯洗浄器	(略)	
第 43 条 警音器	6-2 (48)、6-2 (49)、7-93 警音器	(略)	
(略)	(略)	(略)	
第 44 条 後写鏡等	6-2 (52)、6-2 (53)、 6-2 (54)、7-99 後写鏡	(略)	
第 45 条 窓ふき器等	6-2 (56)、6-2 (57)、 6-2 (58)、7-101 窓ふき器等	(略)	
第 46 条 速度計等	6-2 (59)、6-2 (60)、7-102 速度計等	(略)	
第 48 条の 2 運行記録計	6-2 (61)、7-105 運行記録計	(略)	
第 48 条の 3 速度表示装置	6-2 (62)、7-106 速度表示装置	(略)	

注)「技術基準等」欄の協定規則のうち、改正前の細目告示別添の技術基準が適用される場合には、上表の細目告示別添の技術基準に代えて適合性の審査を行うものとする。

4. (略)

4.1. 新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料

本則 4-13-1 (2) で規定する自動車の新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料は、次に掲げるものをいう。

(略)		(略)
	(略)	(略)
	改造自動車審査結果通知書等	(略)
	(略)	(略)

備考 (1) ～ (3) (略)

(4) ※2 は、共通構造部型式指定自動車 (8.1. (3) ③に該当するものを除く。) は○印、それ以外の自動車は△印とする。

(5) ～ (7) (略)

旧

第 32 条 前照灯等	6-2 (23)、7-62 走行用前照灯	(略)	
	(略)	(略)	
	6-2 (24)、7-66 前照灯洗浄器	(略)	
第 43 条 警音器	6-2 (47)、6-2 (48)、7-93 警音器	(略)	
(略)	(略)	(略)	
第 44 条 後写鏡等	6-2 (51)、6-2 (52)、 6-2 (53)、7-99 後写鏡	(略)	
第 45 条 窓ふき器等	6-2 (55)、6-2 (56)、 6-2 (57)、7-101 窓ふき器等	(略)	
第 46 条 速度計等	6-2 (58)、6-2 (59)、7-102 速度計等	(略)	
第 48 条の 2 運行記録計	6-2 (60)、7-105 運行記録計	(略)	
第 48 条の 3 速度表示装置	6-2 (61)、7-106 速度表示装置	(略)	

注)「技術基準等」欄の協定規則のうち、改正前の細目告示別添の技術基準が適用される場合には、上表の当該別添技術基準等に代えて適合性の審査を行うものとする。

4. (略)

4.1. 新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料

本則 4-13-1 (3) で規定する自動車の新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料は、次に掲げるものをいう。

(略)		(略)
	(略)	(略)
	改造自動車審査結果通知書	(略)
	(略)	(略)

備考 (1) ～ (3) (略)

(4) ※2 は、共通構造部型式指定自動車は○印、それ以外の自動車は△印とする。

(5) ～ (7) (略)

新	旧
(8) 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の型式指定を受けた構造・装置又はこれに準ずる性能を有するものについて、当該構造・装置に付されている自マーク又はⓔマークの表示が容易に確認できるものに変更したものにあっては、技術基準等への適合性を証する書面を省略することができる。	(8) 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の型式指定を受けた構造・装置について、当該構造・装置に付されている自マーク又はⓔマークの表示が容易に確認できるものに変更したものにあっては、技術基準等への適合性を証する書面を省略することができる。
(9) (略)	(9) (略)
4.2. 届出書等の提出方法	4.2. 届出書等の提出方法
(1) (略)	(1) (略)
(2) 別添2「新規検査等提出書面審査要領」3. (2) の代表届出自動車に係る届出については、代表車1台の届出書等を地方検査部の長に提出するものとする。 この場合において、次のいずれにも該当する専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の自動車であって、技術基準等の適合性審査に係る自動車の構造・装置について同一内容であると判断できる自動車が他の型式にある場合には、新規検査等届出書（第1号様式（その1））の「その他」欄に当該届出自動車の型式を記載し、型式の相違の理由が明確に確認できる資料並びに諸元表又は車両諸元要目表等を追加添付するものとする。 ① 他の自動車の型式が、自動車型式認証実施要領附則1別表第1の表中「4 原動機の種類及び主要構造」、「5 燃料の種類及び動力用電源装置の種類」又は「6 動力伝達装置の種類及び主要構造」に規定する自動車等の同一型式の範囲内にあるもの ② 改造自動車審査結果通知書等を用いる自動車でないもの ③ 添付書面において、代表車の諸元表又は車両諸元要目表等以外の添付書面に相違がないもの	(2) 別添2「新規検査等提出書面審査要領」3. (2) の代表届出自動車に係る届出については、代表車1台の届出書等を地方検査部の長に提出するものとする。
(3) ～ (4) (略)	(3) ～ (4) (略)
5.～8. (略)	5.～8. (略)
8.1. 新規検査等届出書（第1号様式（その1））	8.1. 新規検査等届出書（第1号様式（その1））
(1)「新規検査・予備検査・構造等変更検査」欄は、検査の種別に応じて、新規検査又は予備検査に○印が付されていること。 ただし、別添2「新規検査等提出書面審査要領」3. (2) の代表届出自動車の事前提出書面審査の届出を行う場合はこの限りではない。	(1) 太枠内に記載漏れがないこと。
(2) 新規検査等を申請する運輸支局等と同一敷地内にある事務所等の長又は別添2「新規検査等提出書面審査要領」3. (2) の代表届出自動車の届出を行う地方検査部の長の宛名、届出年月日、並びに届出者の氏名又は名称、住所、連絡先（届出責任者の氏名）及び電話番号が記載されていること。 また、届出者の印（署名の場合を除く。）が押印されていること。	(新設)
(3)「型式・類別（類別区分番号）」欄の類別（類別区分番号）は、自動車製作者が出荷した時点の類別（類別区分番号）が記載されていること。 ただし、次に掲げるものにあってはこの限りでない。 ① 型式指定自動車、共通構造部型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車以外の自動車。	(2)「型式・類別（類別区分番号）」欄の類別（類別区分番号）は、自動車製作者が出荷した時点の類別（類別区分番号）が記載されていること。 ただし、次に掲げるものにあってはこの限りでない。 ① 型式指定自動車、共通構造部型式指定自動車及び輸入自動車特別取扱自動車以外の自動車。

新	旧
②～③（略） ④　新型届出自動車であって、自動車製作者が出荷した時点の類別に代えて基本となる諸元表の類別を記載するもの。 (4)～(5)（略） (6)「前照灯の明るさ及び主光軸の向き測定」欄は、完成検査終了証又は出荷検査証が発行されている自動車であって、届出者又は諸元確認者が保有する前照灯試験機により、当該自動車が備える前照灯の明るさ及び主光軸の向きに関する基準適合性の確認を実施したものは、その結果（適合の確認）に○印、未実施の場合は×印が付されていること。 (7)「共通構造部型式指定自動車又は新型届出自動車の構造・装置改変状況」の「諸元表の型式・類別（類別区分番号）から相違している項目」欄は、共通構造部型式指定自動車（8.1.(3)③に該当するものに限る。）又は新型届出自動車であって、当該自動車の構造・装置について自動車製作者が出荷した時点で諸元表の類別（類別区分番号）から相違している項目について相違の有無に○印、該当する項目がない自動車及び共通構造部型式指定自動車（5.1.(3)③に該当するものに限る。）又は新型届出自動車以外の自動車は－印が付されていること。 (8)「当該型式・類別（類別区分番号）の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄は、次に掲げる構造・装置の範囲から変更した自動車の構造・装置が明確に記載されているとともに、騒音防止装置に係る構造・装置の変更有無に○印が付されていること。 この場合において、共通構造部型式指定自動車（5.1.(3)③に該当するものに限る。）又は新型届出自動車については、「当該型式・類別（類別区分番号）」を「当該型式」に読み替えるものとする。 なお、燃料タンクの取付位置変更、灯火器の取付位置変更、タイヤのパターン変更並びに改造自動車審査結果通知書等に記載されている改造内容については、記載を要しないものとする。 ①（略） ②　共通構造部型式指定自動車 共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領の第1号様式及び第2号様式の諸元表に記載する構造・装置の範囲。 ただし、8.1.(3)③に該当するものの場合には、①に準ずるものとする。 ③（略） (9)（略） (10)法第75条の3第1項の規定に基づき装置の型式指定を受けた構造・装置又はこれに準ずる性能を有するものであって、当該構造・装置に付されているⒶマーク又はⒺマークの表示が容易に確認できるものに変更又は追加した自動車にあっては、当該型式指定番号が新規検査等届出書（第1号様式（その1））の「その他」欄に記載されていること。 (11)（略） (12)改造自動車審査結果通知書等を用いる自動車にあっては、当該通知書等の番号が新	②～③（略） （新設） (3)～(4)（略） (5)「前照灯の明るさ及び主光軸の向き測定」欄は、完成検査終了証又は出荷検査証が発行されている自動車であって、届出者又は諸元確認者が保有する前照灯試験機により、当該自動車が備える前照灯の明るさ及び主光軸の向きに関する基準適合性の確認を実施したものは、その結果（適合の確認）に○印が付けられていること。 (6)「共通構造部型式指定自動車の構造・装置改変状況」の「諸元表の型式・類別（類別区分番号）から相違している項目」欄は、共通構造部型式指定自動車（8.1.(2)③に該当するものに限る。）であって、当該自動車の構造・装置について自動車製作者が出荷した時点で諸元表の類別（類別区分番号）から相違している項目について相違の有無に○印が付けられていること。 (7)「当該型式・類別（類別区分番号）の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄は、次に掲げる構造・装置の範囲から変更した自動車の構造・装置が明確に記載されていること。 なお、燃料タンク及び灯火器の取付位置の変更については、記載を要しないものとする。 ①（略） ②　共通構造部型式指定自動車 共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領の第1号様式及び第2号様式の諸元表に記載する構造・装置の範囲。 ただし、8.1.(2)③に該当するものの場合には、①に準ずるものとする。 ③（略） (8)（略） (9)法第75条の3第1項の規定に基づき装置の型式指定を受けた構造・装置であって、当該構造・装置に付されているⒶマーク又はⒺマークの表示が容易に確認できるものに変更した自動車にあっては、当該型式指定番号が新規検査等届出書（第1号様式（その1））の「その他」欄に記載されていること。 (10)（略） (11)改造自動車審査結果通知書を用いる自動車にあっては、当該通知書の番号が新規検

新	旧
規検査等届出書（第1号様式（その1））の「その他」欄に記載されていること。 (13)（略） (14) 訂正した箇所には、届出者又は届出責任者の訂正の印又は署名がなされていること。 (15) (4) から (13) までの記入項目欄に「別紙に記載した旨」を付記した場合には、別紙を用いて記載することができる。 8.2.　新規検査等届出書（第1号様式（その2）） (1) ～ (2)（略） (3)「車体の塗色」及び「消音器・原動機等の改造　有・無」欄の記載は任意とする。 (4) ～ (6)（略） 8.3.（略） 8.4.　諸元表又は車両諸元要目表等 当該自動車の諸元表又は車両諸元要目表等が添付され、自動車諸元が確認できるものであること。 (1)（略） (2) 共通構造部型式指定自動車 共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領の第1号様式の諸元表。 ただし、8.1. (3) ③に該当するものの場合には、(1) に準ずるものとする。 (3) 輸入自動車特別取扱自動車 輸入自動車特別取扱要領の第2号様式、第2号様式の1又は第2号様式の2の車両諸元要目表 8.5.　外観図 外観の形状及び寸法（長さ、幅及び高さ）が明確に確認できる外観図又は写真であること。 ただし、次に掲げる自動車については、外観図又は写真の提出を省略することができる。 (1) ～ (3)（略） (4) 特種用途自動車（冷蔵冷凍車及び保温車に限る。ただし、冷蔵冷凍室又は保温室の他に貨物室を備えたものにあっては、当該荷室の配置及び床面積がわかる図面を提出するものとする。） (5) ～ (6)（略） 8.6.　重量分布計算、最大安定傾斜角度及び最小回転半径に関する書面 重量分布計算、最大安定傾斜角度、最小回転半径に関する内容が記載されており、基準に適合していることが確認できるものであること。 ただし、次のいずれかに該当する自動車（共通構造部型式指定自動車にあっては、別添2の5.1.（3）③に該当するものに限る。）にあっては、重量分布計算、最大安定傾斜角度、最小回転半径に関する書面の提出を省略することができる。 (1) ～ (2)（略） 8.7.（略） 8.8.　施行規則第36条第5項に規定する書面（騒音規制） 適切な書面（騒音試験の結果を表す書面の写し等）が添付されていること。	査等届出書（第1号様式（その1））の「その他」欄に記載されていること。 (12)（略） （新設） (13) (7) から (12) までの記入項目欄は、必要に応じて別紙により記載することができる。 8.2.　新規検査等届出書（第1号様式（その2）） (1) ～ (2)（略） (3)「車体の塗色」欄の記載は任意とする。 (4) ～ (6)（略） 8.3.（略） 8.4.　諸元表又は車両諸元要目表等 当該自動車の諸元表又は車両諸元要目表等が添付され、自動車諸元が確認できるものであること。 (1)（略） (2) 共通構造部型式指定自動車 共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領の第1号様式の諸元表。 ただし、8.1. (2) ③に該当するものの場合には、(1) に準ずるものとする。 (3) 輸入自動車特別取扱自動車 輸入自動車特別取扱要領の第2号様式、第2号様式の1又は第2号様式の2の車両諸元要目表及び構造・装置の概要説明書 8.5.　外観図 外観の形状及び寸法（長さ、幅及び高さ）が明確に確認できる外観図又は写真であること。 ただし、次に掲げる自動車については、外観図又は写真の提出を省略することができる。 (1) ～ (3)（略） (4) 特種用途自動車（冷蔵冷凍車に限る。ただし、冷蔵冷凍室の他に貨物室を備えたものにあっては、当該荷室の配置及び床面積がわかる図面を提出するものとする。） (5) ～ (6)（略） 8.6.　重量分布計算、最大安定傾斜角度及び最小回転半径に関する書面 重量分布計算、最大安定傾斜角度、最小回転半径に関する内容が記載されており、基準に適合していることが確認できるものであること。 ただし、次のいずれかに該当する自動車にあっては、重量分布計算、最大安定傾斜角度、最小回転半径に関する書面の提出を省略することができる。 (1) ～ (2)（略） 8.7.（略） 8.8.　施行規則第36条第5項に規定する書面（騒音規制） 適切な書面（騒音試験の結果を表す書面の写し等）が添付されていること。

新	旧
ただし、騒音防止装置の装置型式指定を受けた自動車であって、騒音型式指定番号標の表示が確認できるものにあっては、当該書面の提出を省略することができる。 また、別添2「新規検査等提出書面審査要領」3.（2）の代表届出自動車の事前提出書面審査の届出を行う時点において、当該書面を提出することができない場合にあっては、新規検査等届出書（第1号様式（その1））の「その他」欄に、新規検査等の際に提示する旨を記載することにより、当該書面の提出を省略することができる。	ただし、騒音防止装置の装置型式指定を受けた自動車であって、騒音型式指定番号標の表示が確認できるものにあっては、当該書面の提出を省略することができる。
8.9.　施行規則第36条第6項に規定する書面（排出ガス規制） 適切な書面（排出ガス検査終了証又は排出ガス試験の結果を表す書面の写し等）が添付されていること。 ただし、別添2「新規検査等提出書面審査要領」3.（2）の代表届出自動車の事前提出書面審査の届出を行う時点において、当該書面を提出することができない場合にあっては、新規検査等届出書（第1号様式（その1））の「その他」欄に、新規検査等の際に提示する旨を記載することにより、当該書面の提出を省略することができる。	8.9.　施行規則第36条第6項に規定する書面（排出ガス規制） 適切な書面（排出ガス検査終了証又は排出ガス試験の結果を表す書面の写し等）が添付されていること。
8.10.　技術基準等への適合性を証する書面 新規検査等届出書（第1号様式（その1））の「当該型式・類別（類別区分番号）の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄に記載された部分及びそれにより影響を及ぼす部分について、3.の表の技術基準等及びそれ以外の技術基準等に適合していることが確認できるものであること。 なお、技術基準等に適合していることが確認できるものには次に掲げる例がある。 (1) 自動車製作者の「技術基準等適合証明書」（第4号様式） (2) 自動車製作者の「検査証明書」（別紙1） (3) 当該自動車の試験成績書の写し	8.10.　技術基準等への適合性を証する書面 新規検査等届出書（第1号様式（その1））の「当該型式・類別（類別区分番号）の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄に記載された部分及びそれにより影響を及ぼす部分について、3.の表の技術基準等及びそれ以外の技術基準等に適合していることが確認できるものであること。 なお、技術基準等に適合していることが確認できるものには次に掲げる例がある。 (1) 自動車製作者の「技術基準等適合証明書」（第4号様式） （新設） (2) 当該自動車の試験成績書の写し
8.11.　特種用途自動車の構造要件に関する書面 用途区分細部取扱い通達に基づき、車体の形状毎の構造要件及び使用者の事業等が明確に確認できるものであること。 ただし、次に掲げる場合にあっては、当該書面の提出を省略することができる。 (1) 車体の形状毎の構造要件に関する書面 ① 冷蔵冷凍車及び保温車の場合（冷蔵冷凍室又は保温室の他に貨物室を備えたものを除く。） ② 外観図により車体の形状毎の構造要件が明確に確認ができる自動車の場合 (2) 使用者の事業等に関する書面 別添2「新規検査等提出書面審査要領」3.（2）の代表届出自動車の事前提出書面審査の届出を行う時点において当該書面が提示できないため、新規検査等の際に提示する旨を新規検査等届出書（第1号様式（その1））の「その他」欄に記載した場合	8.11.　特種用途自動車の構造要件に関する書面 用途区分細部取扱い通達に基づき、各車体の形状毎の構造要件及び使用者の事業等が明確に確認できるものであること。
8.12.～8.13.（略）	8.12.～8.13.（略）
8.14.　改造自動車審査結果通知書等 改造自動車審査結果通知書等を用いる自動車にあっては、当該通知書等の写しが添付されていること。 ただし、事前提出書面審査の届出を行う時点において、改造自動車届出の書面審査中等の理由により当該通知書等の写しを提出することができない場合にあっては、新規検	8.14.　改造自動車審査結果通知書 改造自動車審査結果通知書を用いる自動車にあっては、当該通知書の写しが添付されていること。

新

査等届出書（第1号様式（その1））の「その他」欄に、新規検査等の際に提示する旨を記載することにより、当該通知書等の写しの提出を省略することができる。

8.15.（略）

9.～9.4.（略）

10.　現車審査

現車審査は、次に掲げる方法により実施するものとする。

（1）別添2「新規検査等提出書面審査要領」3.（1）の自動車は、書面審査が終了した届出書等を用いて、本則4-7の規定に基づき実施するものとする。

（2）別添2「新規検査等提出書面審査要領」3.（2）の代表届出自動車は、別添2の4.から6.までに規定する届出書等を用いて、本則4-7の規定に基づき実施するものとする。

11.　届出書等の保存期間

11.1.　新規検査等が終了した自動車の届出書等

新規検査等終了後、新規検査等事前書面審査管理台帳に検査終了年月日の登録を行うとともに、新規検査等の日（別添2「新規検査等提出書面審査要領」3.（2）の代表届出自動車にあっては書面審査が終了した日とする。）から5年間、事務所等の長が定めた場所に保存するものとする。

11.2.～11.4.（略）

第1号様式（その1）（別添2附則1の4.1.関係）

第1号様式（その1）

新規検査		事前書面審査終了時の連絡		事前審査管理番号
予備検査		要	不要	受付印
構造等変更検査				

新規検査等届出書

平成　年　月　日

独立行政法人自動車技術総合機構

殿

届出者の氏名又は名称　印

住　所

連絡先（届出責任者の氏名）

電　話　番　号

型式・類別（類別区分番号）	

旧

8.15.（略）

9.～9.4.（略）

10.　現車審査

現車審査は、書面審査が終了した届出書等を用いて、本則4-7の規定に基づき実施するものとする。

11.　届出書等の保存期間

11.1.　新規検査等が終了した自動車の届出書等

新規検査等終了後、新規検査等事前書面審査管理台帳に検査終了年月日の登録を行うとともに、新規検査等の日から5年間、事務所等の長が定めた場所に保存するものとする。

11.2.～11.4.（略）

第1号様式（その1）（別添2附則1の4.1.関係）

第1号様式（その1）

新規検査		事前書面審査終了時の連絡		事前審査管理番号
予備検査		要	不要	受付印
構造等変更検査				

新規検査等届出書

平成　年　月　日

独立行政法人自動車技術総合機構

殿

届出者の氏名又は名称　印

住　所

（新設）

電　話　番　号

型式・類別（類別区分番号）	

新

事前審査管理番号	
共通構造部型式指定自動車	出荷検査証 発行年月日：平成　　年　　月　　日
完成検査終了証又は出荷検査証があるもの	前照灯の明るさ及び主光軸の向き測定：適合の確認（　）

共通構造部型式指定自動車又は新型届出自動車の構造・装置改変状況

諸元表の型式・類別（類別区分番号）から相違している項目	軸距	最大積載量	乗車定員	許容限度
	無：（　） 有：変更した仕様 （　）同一型式内 （　）同一型式以外	無：（　） 有：変更した仕様 （　）同一型式内	無：（　） 有：変更した仕様 （　）同一型式内 （　）同一型式以外	無：（　） 有：変更した仕様 （　）同一型式内

当該型式・類別（類別区分番号）の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置

・騒音防止装置に係る構造・装置の変更有無　：　有（　）・無（　）

架装により指定自動車等から追加等を行った構造・装置

その他

備考　氏名を記載し押印することに代えて、署名することができる。（日本工業規格　A列4番）

第1号様式（その2）～第7号様式（略）
別紙1（略）

附則2

事前提出書面審査要領
（特定の牽引自動車及び被牽引自動車）

1.～3.（略）
4.　届出書等
4.1.　新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料
本則4-13-2（3）で規定する自動車の新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び

旧

事前審査管理番号	
共通構造部型式指定自動車	出荷検査証 発行年月日：平成　　年　　月　　日
完成検査終了証又は出荷検査証があるもの	前照灯の明るさ及び主光軸の向き測定：適合の確認（　）

共通構造部型式指定自動車の構造・装置改変状況

諸元表の型式・類別（類別区分番号）から相違している項目	軸距	最大積載量	乗車定員	許容限度
	有（　）・無（　）	有（　）・無（　）	有（　）・無（　）	有（　）・無（　）

当該型式・類別（類別区分番号）の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置

（新設）

架装により指定自動車等から追加等を行った構造・装置

その他

備考　氏名を記載し押印することに代えて、署名することができる。（日本工業規格　A列4番）

第1号様式（その2）～第7号様式（略）
別紙1（略）

附則2

事前提出書面審査要領
（特定の牽引自動車及び被牽引自動車）

1.～3.（略）
4.　届出書等
4.1.　新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料
本則4-13-2（3）で規定する自動車の新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び

新	旧
添付資料は、次に掲げるものをいう。 （表は略） 備考（1）～（2）（略） （3）法第75条の3第1項の規定に基づき装置の型式指定を受けた構造・装置又はこれに準ずる性能を有するものについて、当該構造・装置に付されている自マーク又はⓔマークの表示が容易に確認できるものに変更したものにあっては、技術基準等への適合性を証する書面を省略することができる。 （4）（略）	添付資料は、次に掲げるものをいう。 （表は略） 備考（1）～（2）（略） （3）法第75条の3第1項の規定に基づき装置の型式指定を受けた構造・装置について、当該構造・装置に付されている自マーク又はⓔマークの表示が容易に確認できるものに変更したものにあっては、技術基準等への適合性を証する書面を省略することができる。 （4）（略）
4.2.　届出書等の提出方法	4.2.　届出書等の提出方法
（1）届出書等は新規検査等を行う自動車1台毎に1部を新規検査等を申請する運輸支局等と同一敷地内にある事務所等に提出するものとする。 ただし、自動車の型式、類別（類別区分番号）及び構造・装置が同一の自動車については、当該自動車の車台番号を新規検査等届出書（第1号様式（その1））に列記することにより、複数台数届出とすることができる。	（1）届出書等は事前届出対象自動車1台毎に1部提出するものとする。 ただし、自動車の型式、類別（類別区分番号）及び構造・装置が同一の自動車については、当該自動車の車台番号を新規検査等届出書（第1号様式（その1））に列記することにより、複数台数届出とすることができる。
（2）～（3）（略）	（2）～（3）（略）
5.～8.（略）	5.～8.（略）
8.1.　新規検査等届出書（第1号様式（その1））	8.1.　新規検査等届出書（第1号様式（その1））
（1）「新規検査・予備検査・構造等変更検査」欄は、検査の種別に応じて、○印が付されていること。	（1）太枠内に記載漏れがないこと。
（2）新規検査等を申請する運輸支局等と同一敷地内にある事務所等の長の宛名、届出年月日、並びに届出者の氏名又は名称、住所、連絡先（届出責任者の氏名）及び電話番号が記載されていること。 また、届出者の印（署名の場合を除く。）が押印されていること。	（新設）
（3）「型式・類別（類別区分番号）」欄の類別（類別区分番号）は、自動車製作者が出荷した時点の類別（類別区分番号）が記載されていること。 ただし、次に掲げるものにあっては、この限りでない。 ①　型式指定自動車、共通構造部型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車以外の自動車。 ②～③（略） ④　新型届出自動車であって、自動車製作者が出荷した時点の類別に代えて基本となる諸元表の類別を記載するもの。	（2）「型式・類別（類別区分番号）」欄の類別（類別区分番号）は、自動車製作者が出荷した時点の類別（類別区分番号）が記載されていること。 ただし、次に掲げるものにあっては、この限りでない。 ①　型式指定自動車、共通構造部型式指定自動車及び輸入自動車特別取扱自動車以外の自動車。 ②～③（略） （新設）
（4）（略）	（3）（略）
（5）「前照灯の明るさ及び主光軸の向き測定」欄は、完成検査終了証又は出荷検査証が発行されている自動車であって、届出者又は諸元確認者が保有する前照灯試験機により、当該自動車が備える前照灯の明るさ及び主光軸の向きに関する基準適合性の確認を実施したものは、その結果（適合の確認）に○印、未実施の場合は×印が付されていること。	（4）「前照灯の明るさ及び主光軸の向き測定」欄は、完成検査終了証又は出荷検査証が発行されている自動車であって、届出者又は諸元確認者が保有する前照灯試験機により、当該自動車が備える前照灯の明るさ及び主光軸の向きに関する基準適合性の確認を実施したものは、その結果（適合の確認）に○印が付けられていること。
（6）「共通構造部型式指定自動車又は新型届出自動車の構造・装置改変状況」の「諸元表の型式・類別（類別区分番号）から相違している項目」欄は、共通構造部型式指定自	（5）「共通構造部型式指定自動車の構造・装置改変状況」の「諸元表の型式・類別（類別区分番号）から相違している項目」欄は、共通構造部型式指定自動車（8.1.（2）③

新	旧
動車（8.1.（3）③に該当するものに限る。）又は新型届出自動車であって、当該自動車の構造・装置について自動車製作者が出荷した時点で諸元表の類別（類別区分番号）から相違している項目について相違の有無に○印、該当する項目がない自動車及び共通構造部型式指定自動車（5.1.（3）③に該当するものに限る。）又は新型届出自動車以外の自動車は一印が付されていること。	に該当するものに限る。）であって、当該自動車の構造・装置について自動車製作者が出荷した時点で諸元表の類別（類別区分番号）から相違している項目について相違の有無に○印が付けられていること。
（7）「当該型式・類別（類別区分番号）の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄は、次に掲げる構造・装置の範囲から変更した自動車の構造・装置（使用の過程にある自動車にあっては、自動車検査証又は登録識別情報等通知書が交付された自動車に対して変更した自動車の構造・装置）が明確に記載されているとともに、騒音防止装置に係る構造・装置の変更有無に○印が付されていること。 この場合において、共通構造部型式指定自動車（5.1.（3）③に該当するものに限る。）又は新型届出自動車については、「当該型式・類別（類別区分番号）」を「当該型式」に読み替えるものとする。	（6）「当該型式・類別（類別区分番号）の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄は、次に掲げる指定自動車等の構造・装置の範囲から変更した自動車の構造・装置（使用の過程にある自動車にあっては、自動車検査証又は登録識別情報等通知書が交付された自動車に対して変更した自動車の構造・装置）が明確に記載されていること。
なお、燃料タンクの取付位置変更、灯火器の取付位置変更、タイヤのパターン変更並びに改造自動車審査結果通知書等に記載されている改造内容については、記載を要しないものとする。	なお、燃料タンク及び灯火器の取付位置の変更については、記載を要しないものとする。
①（略） ②　共通構造部型式指定自動車 共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領の第1号様式及び第2号様式の諸元表に記載する構造・装置の範囲。 ただし、8.1.（3）③に該当するものの場合には、①に準ずるものとする。 ③（略）	①（略） ②　共通構造部型式指定自動車 共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領の第1号様式及び第2号様式の諸元表に記載する構造・装置の範囲。 ただし、8.1.（2）③に該当するものの場合には、①に準ずるものとする。 ③（略）
（8）（略）	（7）（略）
（9）試作車・組立車審査結果通知書等又は改造自動車審査結果通知書等を用いる自動車にあっては、当該通知書等の番号がその他欄に記載されていること。 なお、運輸局等に届出中の場合には、その旨を付記することでよい。 （記載例）（略）	（8）試作車・組立車審査結果通知書等又は改造自動車審査結果通知書等を用いる自動車にあっては、当該通知書の番号がその他欄に記載されていること。 なお、運輸局等に届出中の場合には、その旨を付記することでよい。 （記載例）（略）
（10）～（11）（略）	（9）～（10）（略）
（12）法第75条の3第1項の規定に基づき装置の型式指定を受けた構造・装置又はこれに準ずる性能を有するものであって、当該構造・装置に付されている㊀マーク又はⒺマークの表示が容易に確認できるものに変更又は追加した自動車にあっては、当該型式指定番号が新規検査等届出書（第1号様式（その1））の「その他」欄に記載されていること。	（11）法第75条の3第1項の規定に基づき装置の型式指定を受けた構造・装置であって、当該構造・装置に付されている㊀マーク又はⒺマークの表示が容易に確認できるものに変更した自動車にあっては、当該型式指定番号が新規検査等届出書（第1号様式（その1））の「その他」欄に記載されていること。
（13）（略）	（12）（略）
（14）改造自動車審査結果通知書等を用いる自動車にあっては、当該通知書等の番号が新規検査等届出書（第1号様式（その1））の「その他」欄に記載されていること。	（13）改造自動車審査結果通知書を用いる自動車にあっては、当該通知書の番号が新規検査等届出書（第1号様式（その1））の「その他」欄に記載されていること。
（15）（略）	（14）（略）
（16）訂正した箇所には、届出者又は届出責任者の訂正の印又は署名がなされていること。	（新設）
（17）（4）から（15）までの記入項目欄に「別紙に記載した旨」を付記した場合には、別紙を用いて記載することができる。	（15）（7）から（14）までの記入項目欄は、必要に応じて別紙により記載することができる。

新	旧
8.2.　新規検査等届出書（第1号様式（その2）） (1) ～ (2)（略） (3)「車体の塗色」及び「消音器・原動機等の改造　有・無」欄の記載は任意とする。 (4) ～ (6)（略） 8.3.（略） 8.4.　諸元表又は車両諸元要目表等 当該自動車の諸元表又は車両諸元要目表等が添付され、自動車諸元が確認できるものであること。 (1)（略） (2) 共通構造部型式指定自動車 共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領の第1号様式の諸元表。 ただし、8.1. (3) ③に該当するものの場合には、(1) に準ずるものとする。 (3) 輸入自動車特別取扱自動車 輸入自動車特別取扱要領の第2号様式、第2号様式の1又は第2号様式の2の車両諸元要目表 8.5.（略） 8.6.　重量分布計算等に関する書面 重量分布計算、最大安定傾斜角度、最小回転半径、走行性能に関する内容が記載されており、基準に適合していることが確認できるものであること。 ただし、次のいずれかに該当する自動車（共通構造部型式指定自動車にあっては、別添2の5.1. (3) ③に該当するものに限る。）にあっては、重量分布計算等に関する書面の提出を省略することができる。 (1) ～ (2)（略） 8.7.～8.9.（略） 8.10.　技術基準等への適合性を証する書面 新規検査等届出書（第1号様式（その1））の「当該型式・類別（類別区分番号）の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置（使用の過程にある自動車にあっては、自動車検査証又は登録識別情報等通知書が交付された自動車に対して変更している自動車の構造・装置）」欄に記載された部分及びそれにより影響を及ぼす部分について、技術基準等に適合していることが確認できるものであること。 なお、技術基準等に適合していることが確認できるものには次に掲げる例がある。 (1) 自動車製作者の「技術基準等適合証明書」（第4号様式） (2) 自動車製作者の「検査証明書」（別紙1） (3) 当該自動車の試験成績書の写し 8.11.（略） 8.12.　物品を積載する装置の構造に関する書面 外観図及び強度検討書等により、本則7-2-2及び7-2-3の規定に適合していることが確認できるものであること。 なお、新たに運行の用に供しようとする試作車又は組立車であって、試作車・組立車審査結果通知書等が交付された際に適合性について確認済みのものにあっては、当該通	8.2.　新規検査等届出書（第1号様式（その2）） (1) ～ (2)（略） (3)「車体の塗色」欄の記載は任意とする。 (4) ～ (6)（略） 8.3.（略） 8.4.　諸元表又は車両諸元要目表等 当該自動車の諸元表又は車両諸元要目表等が添付され、自動車諸元が確認できるものであること。 (1)（略） (2) 共通構造部型式指定自動車 共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領の第1号様式の諸元表。 ただし、8.1. (2) ③に該当するものの場合には、(1) に準ずるものとする。 (3) 輸入自動車特別取扱自動車 輸入自動車特別取扱要領の第2号様式、第2号様式の1又は第2号様式の2の車両諸元要目表及び構造・装置の概要説明書 8.5.（略） 8.6.　重量分布計算等に関する書面 重量分布計算、最大安定傾斜角度、最小回転半径、走行性能に関する内容が記載されており、基準に適合していることが確認できるものであること。 ただし、次のいずれかに該当する自動車にあっては、重量分布計算等に関する書面の提出を省略することができる。 ①～②（略） 8.7.～8.9.（略） 8.10.　技術基準等への適合性を証する書面 新規検査等届出書（第1号様式（その1））の「当該型式・類別（類別区分番号）の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置（使用の過程にある自動車にあっては、自動車検査証又は登録識別情報等通知書が交付された自動車に対して変更している自動車の構造・装置）」欄に記載された部分及びそれにより影響を及ぼす部分について、技術基準等に適合していることが確認できるものであること。 なお、技術基準等に適合していることが確認できるものには次に掲げる例がある。 (1) 自動車製作者の「技術基準等適合証明書」（第4号様式） （新設） (2) 当該自動車の試験成績書の写し 8.11.（略） 8.12.　物品を積載する装置の構造に関する書面 外観図及び強度検討書等により、本則7-2-2及び7-2-3の規定に適合していることが確認できるものであること。 なお、新たに運行の用に供しようとする試作車又は組立車であって、試作車・組立車審査結果通知書等が交付された際に適合性について確認済みのものにあっては、当該通

新

知書等の写しを添付することにより代えることができる。
8.13.～8.15.（略）
9.～11.（略）

第1号様式（その1）（別添2附則2の4.1.関係）

第1号様式（その1）

新規検査	事前書面審査終了時の連絡		事前審査管理番号
予備検査	要	不要	受付印
構造等変更検査			

新規検査等届出書

平成　年　月　日

独立行政法人自動車技術総合機構
殿

届出者の氏名又は名称　印
住　所
連絡先（届出責任者の氏名）
電　話　番　号

型式・類別（類別区分番号）	

事前審査管理番号	
共通構造部型式指定自動車	出荷検査証 発行年月日：平成　年　月　日
完成検査終了証又は出荷検査証があるもの	前照灯の明るさ及び主光軸の向き測定：適合の確認（　）

共通構造部型式指定自動車又は新型届出自動車の構造・装置改変状況

諸元表の型式・類別（類別区分番号）から相違している項目	軸距	最大積載量	乗車定員	許容限度
	無：（　） 有：変更した仕様 （　）同一型式内 （　）同一型式以外	無：（　） 有：変更した仕様 （　）同一型式内	無：（　） 有：変更した仕様 （　）同一型式内 （　）同一型式以外	無：（　） 有：変更した仕様 （　）同一型式内

旧

知書の写しを添付することにより代えることができる。
8.13.～8.15.（略）
9.～11.（略）

第1号様式（その1）（別添2附則2の4.1.関係）

第1号様式（その1）

新規検査	事前書面審査終了時の連絡		事前審査管理番号
予備検査	要	不要	受付印
構造等変更検査			

新規検査等届出書

平成　年　月　日

独立行政法人自動車技術総合機構
殿

届出者の氏名又は名称　印
住　所
（新設）
電　話　番　号

型式・類別（類別区分番号）	

事前審査管理番号	
共通構造部型式指定自動車	出荷検査証 発行年月日：平成　年　月　日
完成検査終了証又は出荷検査証があるもの	前照灯の明るさ及び主光軸の向き測定：適合の確認（　）

共通構造部型式指定自動車の構造・装置改変状況

諸元表の型式・類別（類別区分番号）から相違している項目	軸距	最大積載量	乗車定員	許容限度
	有（　）・無（　）	有（　）・無（　）	有（　）・無（　）	有（　）・無（　）

新

当該型式・類別（類別区分番号）の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置
・騒音防止装置に係る構造・装置の変更有無　：　有（　）・無（　）
架装により指定自動車等から追加等を行った構造・装置

その他

備考　氏名を記載し押印することに代えて、署名することができる。（日本工業規格　A列4番）

第1号様式（その2）～第7-3号様式（略）
別紙1（略）

別添3（4-14関係）

並行輸入自動車審査要領

1.～2.（略）
3.　届出書等
3.1.　並行輸入自動車届出書及び添付資料
本則4-14（2）で規定する並行輸入自動車届出書及び添付資料は、次に掲げるものをいう。

区分		指定自動車等と同一	指定自動車等と類似	その他
（略）		（略）	（略）	（略）
添付資料	（略）	（略）	（略）	（略）
	最大安定傾斜角度計算書又は最大安定傾斜角度実測書	△	△	△
	その他書面	（略）	（略）	（略）

備考（1）～（5）（略）
3.2.（略）
4.～5.（略）

6.　書面審査
並行輸入自動車について、保安基準に適合しているかどうかを、本則及び次に掲げる規定に基づき審査するものとする。

旧

当該型式・類別（類別区分番号）の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置
（新設）
架装により指定自動車等から追加等を行った構造・装置

その他

備考　氏名を記載し押印することに代えて、署名することができる。（日本工業規格　A列4番）

第1号様式（その2）～第7-3号様式（略）
別紙1（略）

別添3（4-14関係）

並行輸入自動車審査要領

1.～2.（略）
3.　届出書等
3.1.　並行輸入自動車届出書及び添付資料
本則4-14（2）で規定する並行輸入自動車届出書及び添付資料は、次に掲げるものをいう。

区分		指定自動車等と同一	指定自動車等と類似	その他
（略）		（略）	（略）	（略）
添付資料	（略）	（略）	（略）	（略）
	（新設）			
	その他書面	（略）	（略）	（略）

備考（1）～（5）（略）
3.2.（略）
4.～5.（略）

6.　書面審査
並行輸入自動車について、保安基準に適合しているかどうかを、本則及び次に掲げる規定に基づき審査するものとする。

新	旧
6.1.～6.14.（略） 6.15.　最大安定傾斜角度計算書又は最大安定傾斜角度実測書 本則 7-6-1（3）②又は③の規定に適合していることが確認できるものであること。 ただし、本則 7-6-1（5）①に掲げる自動車にあっては、書面を省略することができる。 6.16.　その他書面 （1）保安基準への適合性審査に必要な内容が確認できるものであり、必要に応じ、タイヤ負荷率計算書、最小回転半径計算書、制動能力計算書、動力伝達装置の強度計算書、車枠強度計算書又はその他資料の提出を求めるものとする。 （2）～（4）（略） 7.～9.（略） 別表第 1～別表第 3（略） 第 1 号様式～第 18 号様式（略） **別添 4～別添 16**（略）	6.1.～6.14.（略） （新設） 6.15.　その他書面 （1）保安基準への適合性審査に必要な内容が確認できるものであり、必要に応じ、タイヤ負荷率計算書、最大安定傾斜角度計算書、最小回転半径計算書、制動能力計算書、動力伝達装置の強度計算書、車枠強度計算書又はその他資料の提出を求めるものとする。 （2）～（4）（略） 7.～9.（略） 別表第 1～別表第 3（略） 第 1 号様式～第 18 号様式（略） **別添 4～別添 16**（略）

附則（平成 29 年 4 月 28 日規程第 3 号）

1. この規程は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。
2. 別添 2 の第 1 号様式については、この規程の施行の日以後、当分の間、改正前の別添 2 の第 1 号様式とすることができる。